

令和8年度（2026年度）

学生便覧



令和健康科学大学大学院

健康科学研究科 医療系健康科学専攻

修士課程

大学院研究科からのメッセージ

令和健康科学大学は、生涯にわたり健康の維持、増進と心身の健康な発達や長寿社会における生活の質の向上について、人々の健康に関する課題を科学的に探究する学問として「健康科学」を定義し、これを推進しております。また病院、医療機関や地域社会には様々な課題があり、「個別対応能力」、「複合的な課題への対応能力」および「分野を超えて連携し課題に対応する能力」を有する医療専門職が必要とされております。

このような地域や医療現場で求められる能力を有する人材を養成していくためには、自身の専門性を深めるとともに、健康という幅広いテーマの中で異なる専門職者（看護職者、リハビリテーション職者）の価値観やアセスメントの視点、課題解決の方法を学ぶことが重要であります。

他の専門職者の視点や課題解決の方法を学ぶことにより、より幅広い視点と多様な課題解決の方法を修得し、対象者の個別性を踏まえた医療を提供することができると考えております。

そこで令和健康科学大学は、大学院健康科学研究科に修士課程を開設して、看護学分野とリハビリテーション学分野を基盤とした学びに立脚しつつ、分野横断的かつ学際的な教育研究の実践を通して、現代の保健・医療・福祉の課題解決に科学的に取り組むことにより、我が国において健康福祉の実践に貢献する高度専門職業人を育成することを目指します。

本大学院で学び、新たな「健康科学」の実践を目指しましょう。

目 次

I	大学の基本情報	- 1 -
1.	建学の精神	- 1 -
2.	教育理念	- 1 -
3.	学校法人巨樹の会の沿革	- 2 -
4.	令和健康科学大学校歌	- 3 -
5.	学年暦	- 4 -
1)	学年および学期	- 4 -
2)	休業日	- 4 -
II	健康科学研究科の概要	- 5 -
1.	大学院の教育研究上の目的	- 5 -
2.	養成する人材像	- 5 -
3.	専攻・コースの名称	- 5 -
4.	学位の名称	- 5 -
5.	3つのポリシー	- 6 -
1)	アドミッション・ポリシー(入学者の受け入れ方針)	- 6 -
2)	カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施方針)	- 6 -
3)	ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)	- 7 -
6.	コースの概要	- 8 -
1)	看護学教育・人材育成コース	- 8 -
2)	実践看護学コース(NP 養成プログラム)	- 8 -
3)	心身機能支援コース	- 8 -
4)	生活支援コース	- 8 -
7.	修了要件	- 9 -
III	教育課程の概要	- 9 -
1.	授業科目の概要	- 9 -
1)	基盤科目	- 9 -
2)	分野共通科目	- 9 -
3)	コース専門科目	- 9 -
4)	自由科目	- 10 -
2.	実践看護学コース(NP 養成プログラム)の概要	- 10 -
1)	3つのポリシー	- 10 -

2) 臨地実習の履修要件	- 12 -
3) 診療看護師 (NP) 資格認定試験の受験資格.....	- 12 -
4) 特定行為研修修了について	- 13 -
IV 履修要項	- 13 -
1. 履修登録	- 13 -
2. 授業	- 16 -
1) 授業時間	- 16 -
2) 休講および補講	- 16 -
3) 授業欠席、遅刻および早退の取扱い.....	- 16 -
4) 授業科目の成績評価	- 19 -
5) 公正な研究について (レポート・小論文の剽窃、盗用、改ざんの防止)	- 20 -
3. 長期履修制度	- 20 -
4. 修士論文	- 21 -
1) 研究指導教員名簿	- 21 -
2) 研究指導教員	- 22 -
3) 修士論文作成・審査のプロセス	- 23 -
4) 研究倫理審査	- 24 -
5) 学位 (修士) 論文に係る評価基準	- 24 -
V. 学生生活	- 25 -
1. 窓口	- 25 -
2. 掲示板・学生ポータルサイト	- 25 -
3. 学生証	- 25 -
4. 個人用ノートパソコンの必携について.....	- 27 -
5. 学費および校納金	- 28 -
6. 健康管理	- 30 -
1) 健康支援センター	- 30 -
2) 定期健康診断	- 30 -
3) 感染症対策	- 31 -
4) 障害学生支援 (学生サポート室)	- 31 -
5) 学生保険	- 31 -
6) 学生寮	- 32 -
7) 通学について	- 32 -
7. 諸手続き	- 34 -
8. ハラスメントについて	- 38 -

9. 個人情報の取り扱いについて	- 38 -
10. 学内施設の利用について	- 41 -
VI 規程	- 49 -
令和健康科学大学大学院学則	- 49 -
令和健康科学大学学位規程	- 60 -
令和健康科学大学大学院長期履修規程	- 63 -
長期履修申請書	- 65 -
長期履修期間変更願	- 66 -
令和健康科学大学大学院における検定料、入学料及び授業料等に関する規程.....	- 67 -
令和健康科学大学大学院における長期履修に関する校納金等に関する要項.....	- 69 -
自然災害等における休講等に関する申し合わせ.....	- 70 -
学生の懲戒処分の標準例について	- 72 -
VII 施設	- 74 -

I 大学の基本情報

1. 建学の精神

創設者の信念である「手には技術、頭には知識、患者様には愛を」を基本理念とし、医療のスペシャリストになりたいという学生の夢の実現のために「人間愛・自己実現」を教育理念として掲げ、人間性豊かで、社会に貢献できる実践能力を身につけた医療の専門職業教育を目指しています。



2. 教育理念

人間愛・自己実現

「人間愛・自己実現」という人間の根本精神をあげ、一人ひとりの学生が人間愛の精神に基づき、対象を深く理解し、受け入れ、専門的な知識、技術、態度を身につけることができるような人材育成を目指しています。さらに、医療看護分野の専門性の追求のみならず、一生を通じて人格向上の努力を続け、自己実現していけるような人を育てています。

3. 学校法人巨樹の会の沿革

平成2年3月	学校法人福岡保健学院 設立許可
平成2年4月	福岡看護専門学校 開設
平成4年4月	福岡看護専門学校2年課程夜間定時制 増科
平成16年4月	小倉リハビリテーション学院 開設 下関リハビリテーション学院 開設 八千代リハビリテーション学院 開設 福岡看護専門学校2年課程通信制 増科
平成19年4月	福岡和白リハビリテーション学院 開設
平成20年4月	福岡看護専門学校水巻校 開設
平成21年4月	福岡看護専門学校 新校舎移転
平成22年3月	下関リハビリテーション学院 作業療法学科（夜間コース） 廃止
平成22年4月	下関リハビリテーション学院に看護学科を開設（校名変更：下関看護リハビリテーション学校へ）
平成22年9月	みずまき助産院 ひだまりの家 開院
平成23年3月	下関看護リハビリテーション学校 理学療法学科（夜間コース） 廃止 小倉リハビリテーション学院 作業療法学科（夜間コース） 廃止
平成23年4月	武雄看護リハビリテーション学校 開設 福岡看護専門学校水巻校に助産学科を開設（校名変更：福岡水巻看護助産学校へ）
平成24年3月	下関看護リハビリテーション学校 作業療法学科（昼間コース） 廃止
平成25年3月	八千代リハビリテーション学院 作業療法学科（夜間コース） 廃止
令和2年4月	学校法人名を学校法人巨樹の会へ変更
令和3年8月	令和健康科学大学 設置認可
令和4年3月	福岡看護専門学校2年課程通信制 廃止
令和4年4月	令和健康科学大学 開設
令和5年3月	福岡看護専門学校2年課程夜間定時制 廃止
令和6年3月	福岡看護専門学校3年課程全日制 廃止 福岡和白リハビリテーション学院 理学療法学科（昼間コース） 廃止 福岡和白リハビリテーション学院 作業療法学科 廃止 福岡和白リハビリテーション学院 理学療法学科（夜間コース） 廃止 福岡看護専門学校 閉校
令和6年12月	福岡和白リハビリテーション学院 閉校
令和7年3月	福岡水巻看護助産学校 助産学科 廃止
令和7年4月	福岡水巻看護助産学校（校名変更：福岡水巻看護専門学校へ） 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 開設

4. 令和健康科学大学校歌

作詞 山永義之 作曲 藤井 茂



一、立花山の朝陽（ひ）を浴びて
 和白の浜に鳥が飛ぶ
 未来の健康守るため
 ここに集える若者よ
 人の生命（いのち）に立ち向かう
 勇気を持って歩き出せ
 全ては人のためになり
 全ては君のためになる
 輝ける明日に向かい
 今こそ歌えよ 今こそ歌えよ
 令和健康科学大学

二、玄海灘に吹く風よ
 海の中道 人が行く
 明日の時代に先駆けて
 ここから旅立つ若者よ
 人の身体（からだ）に寄り添って
 夢に向かって走り出せ
 全ては人の役に立ち
 全ては君の糧になる
 輝ける未来に向かい
 今こそ讃えよ 今こそ讃えよ
 令和健康科学大学

5. 学年暦

1) 学年および学期

- (1) 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。
- (2) 学期は、次のとおりです。
 - 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
 - 後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- (3) 教育上の必要から、上記(2)に拠らず授業を行うことがあります。

2) 休業日

- (1) 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりです。
 - 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める休日
 - 春季、夏季および冬季の各休業日
- (2) 臨時の休業日を定める場合は、あらかじめお知らせします。
- (3) 教育上の必要から休業日において、授業を行うことがあります。

Ⅱ 健康科学研究科の概要

1. 大学院の教育研究上の目的

令和健康科学大学大学院は、健康科学に関する実践に活用できる研究能力と課題対応能力を養います。さらに対象者の健康課題を解決するために必要な専門的能力を培い、もって我が国の健康福祉の増進に寄与することを目的とします。

2. 養成する人材像

地域の健康を担う医療人として将来指導的立場で活躍するための、医療人としての倫理観をもち、健康課題を解決するために必要な高度かつ広範な専門的能力とマネジメント能力を有し、さらに実践に活用できる研究能力と専門職連携能力を有し、対象者や地域の健康状態を科学的かつ包括的に評価し、健康課題の解決ができる人材を養成します。

令和健康科学大学大学院における「医療人」とは、医療に携わる職業の従事者で、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、歯科衛生士などの多様な保健医療福祉の国家資格と実践経験を有する人材をいいます。

3. 専攻・コースの名称

本研究科は1専攻2分野4コースで構成されています。

研究科名 健康科学研究科

専攻名 医療系健康科学専攻

分野・コース

看護学分野

看護学教育・人材育成コース

実践看護学コース

リハビリテーション学分野

心身機能支援コース

生活支援コース

4. 学位の名称

「看護学教育・人材育成コース」あるいは「実践看護学コース」を修了した学生には修士(看護学)の学位を、「心身機能支援コース」あるいは「生活支援コース」を修了した学生には、修士(リハビリテーション学)の学位を授与します。

5. 学生定員

	分野・コース	入学定員	収容定員
医療系 健康科学専攻	看護学分野 ・看護学教育・人材育成コース	6人	24人
	リハビリテーション学分野 ・心身機能支援コース ・生活支援コース		
	看護学分野 ・実践看護学コース	6人	

5. 3つのポリシー

1) アドミッション・ポリシー(入学者の受け入れ方針)

- ①志望する専門分野における基礎知識と実践経験を有する者
- ②健康支援に対する広い視野と探究心を持ち、自律的に学ぶ姿勢を有する者
- ③研究に対する展望を持ち、柔軟で論理的な思考を育む意欲を有する者
- ④豊かな人間性と倫理観を備えており、専門分野の発展へ貢献する意思を有する者

2) カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施方針)

本研究科では、看護学教育・人材育成コースと実践看護学コース(NP 養成関係科目を含む)からなる看護学分野、心身機能支援コースと生活支援コースからなるリハビリテーション学分野を設置し、両分野を学際的に学修することにより健康科学を基盤とした実践能力および研究能力の向上、ならびに教育と管理に貢献できる人材の育成を目指しています。特に看護学分野とリハビリテーション学分野を横断的に学び、学んだ内容を統合することで健康課題の対応力を高められるように科目を編成しています。

①異なる専門性や背景を有する専門職者が互いの専門性を理解し、協働的に学ぶことで、人間の健康、健康科学の考え方、地域社会、専門職連携に関する理解を深め、課題解決力の基礎となる能力を育成するために、基盤科目を設置する。(基盤科目の方針)

②専門職者として必要な専門性をより高めると共に、マネジメント能力、研究能力を育成し、また、看護学分野とリハビリテーション学分野を横断的に学び、学んだ内容を統合することで健康課題の対応力を高めるために分野共通科目を設置する。(分野共通科目の方針)

③専門職者として必要な専門性をより高めると共に、マネジメント能力、研究能力を育成し、また、看護学分野とリハビリテーション学分野を横断的に学び、学んだ内容を統合することで健康課題の対応力を高めるために分野共通科目を設置する。(分野共通科目の方針)

④専門性を深め、健康を支援するために必要となる高度な知識と優れた技術を修得し、さらに実践的な研究能力を育成するために、コース専門科目を設置する。(コース専門科目の方針)

⑤健康科学を基盤とした実践能力および研究能力の向上、ならびに教育と管理に貢献できる人材の育成するために、看護学分野およびリハビリテーション学分野を設置する。看護学分野は、看護学教育・人材育成コースと実践看護学コースを、リハビリテーション学分野は、心身機能支援コースと生活支援コースを設置する。(コース専門科目の分野の方針)

⑥診療看護師(NP)を希望する学生に向けてはNP養成関係科目を、教職を希望する学生に向けては教育関係科目を自由科目として設置する。(自由科目の方針)

3) ディプロマ・ポリシー (学位授与方針)

(看護学分野)

①健康支援が必要な人々やその家族を理解し、地域社会を支援できる柔軟で豊かな人間性と医療人としての倫理観を有している。

②医療人として健康課題を解決するために必要な看護学の専門分野に関する高度な知識、判断能力、臨床・臨地実践で活用できる看護技術とマネジメント能力を修得している。

③地域社会における対象者の身体的・精神的・社会的な健康状態を科学的かつ包括的に評価し、看護学の観点から、保健医療福祉の質向上に必要となる取り組み方法について、看護教育学、看護管理学、地域包括ケア、看護実践学における各専門領域の視点で、考案・開発する実践的な研究能力を有している。

④保健医療福祉の現場や地域における潜在的・顕在的なニーズや課題を看護学の観点から明確にし、その解決に向けた科学的かつ専門職連携に基づく協働的な方法を提示できる。

(リハビリテーション学分野)

①健康支援が必要な人々やその家族を理解し、地域社会を支援できる柔軟で豊かな人間性と医療人としての倫理観を有している。

②医療人として健康課題を解決するために必要なリハビリテーション学の専門分野に関する高度な知識、判断能力、臨床・臨地実践で活用できるリハビリテーション技術とマネジメント能力を修得している。

③地域社会における対象者の身体的・精神的・社会的な健康状態を科学的かつ包括的に評価し、リハビリテーション学の観点から、保健医療福祉の質向上に必要となる取り組み方法について、心身機

能支援、生活支援における各専門領域の視点で、考案・開発する実践的な研究能力を有している。

④保健医療福祉の現場や地域における潜在的・顕在的なニーズや課題をリハビリテーション学の観点から明確にし、その解決に向けた科学的かつ専門職連携に基づく協働的な方法を提示できる。

6. コースの概要

1) 看護学教育・人材育成コース

看護学教育・人材育成コースは「看護管理学」「看護教育学」「地域・在宅看護学」「精神看護学」の4つの看護学の専門性を深め、看護管理学領域、看護教育学領域、地域包括ケア領域の教育および研究に関する能力をより高めるためのコースである。

2) 実践看護学コース(NP 養成プログラム)

看護学分野 実践看護学コースは看護に関するより高度な専門知識と技術を修得し、実践力と研究に関する能力をより高めるためのコースである。また、修了課程を修了するとともに自由科目に配当された NP 養成関係科目を履修し、必要な単位を修得することにより診療看護師 (NP) 資格認定試験の受験資格を得ることができる。

3) 心身機能支援コース

リハビリテーション学分野 心身機能支援コースは ICF (国際生活機能分類) に基づき、対象者の心身機能や身体構造に基盤を置き「運動機能」「脳機能」および「摂食嚥下機能」の3つの領域に関して、高度な専門知識と技術、教育および研究に関する能力をより高めるためのコースである。

4) 生活支援コース

リハビリテーション学分野 生活支援コースは ICF (国際生活機能分類) に基づき、対象者の活動と参加に基盤を置き、「生活機能」「生活環境」および「福祉工学」の3つの領域に関して、高度な専門知識と技術、教育および研究に関する能力をより高めるためのコースである。

7. 修了要件

本学大学院に2年以上在学し、所定の単位数（32単位）以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査および最終試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。

Ⅲ 教育課程の概要

1. 授業科目の概要

1) 基盤科目

基盤科目として設置している13科目は、健康科学の観点から研究方法について学び、さらに多角的視点から保健医療福祉が学べるように「健康科学特論」、「保健医療管理学特論」、「保健医療福祉システム特論」、「保健医療社会学特論」、「保健医療倫理学特論」などの科目を設置し、10単位以上を履修（実践看護学コースのみ9単位）できるように全大学院学生に履修させる。看護学分野、リハビリテーション学分野を問わず、多職種の実務経験を有する大学院学生が協働で学修できる教育方法を展開する。

2) 分野共通科目

分野共通科目として設置している13科目（統合分野4科目、看護学分野4科目とリハビリテーション学分野5科目）のうち、8単位以上の科目を履修できるように全大学院学生に受講させる（実践看護学コースのみ6単位）。看護学分野とリハビリテーション学分野に、分野共通科目を設置しているが、統合分野だけでなく他の科目も分野を問わず相互乗り入れで履修可能としているので、多職種の大学院学生が協働で学修でき、相互理解が深まる教育環境を整えている。また、学際的な知識を各分野共通科目として両分野の大学院学生が学べることにより、複合的な健康課題への対応能力を高めることができる教育環境を整備している。特に統合分野では、両分野の大学院学生の協働を主体にしたアクティブラーニングの教育方法で授業展開する。

3) コース専門科目

各コース別に設定された科目を履修する。看護学教育・人材育成コース、心身機能支援コース、生活支援コースでは各専門分野の特論と演習を履修し、特別研究につなげるようにしている。

看護学教育・人材育成コースには、看護教育学領域、看護管理学領域、地域包括ケア領域があり、エイジングによる領域の分類ではなく、2040年における社会を見据え、求められる人材育成を軸とし

た領域としている。看護教育学領域、看護管理学領域の特論と演習を履修し、看護学特別研究（看護教育学）看護学特別研究（看護管理学）につながるようにしている。そして地域包括ケア領域では、地域包括ケアを精神障害者にも対応した広域的な観点から捉えるために、地域・在宅看護学と精神看護学に関する特論と演習から選べるようにし、看護学特別研究（地域包括ケア）につながるようにしている。また、大学院学生が選択したコース以外の特論も履修できるようにして、幅広く学べるようにする。

実践看護学コースでは、高度実践看護の基盤となる「高度実践看護学」、「疾病病態生理学」、「疾病特論」、「臨床推論」、「フィジカルアセスメント演習」の5科目を履修し、看護を実践的観点から学ぶことにより、看護実践重視の看護学特別研究（実践看護学）へとつながるようにしている。さらにシミュレーションや実技を含めた演習を取り入れている。

心身機能支援コースでは、「運動機能支援」「脳機能支援」および「摂食嚥下機能支援」の特論と演習を履修し、リハビリテーション学特別研究（心身機能支援）に、生活支援コースでは「生活機能支援」「生活環境支援」および「福祉工学支援」の特論と演習を履修し、リハビリテーション学特別研究（生活支援）につながるようにしている。両コースとも対象者の QOL と生活を基盤とした生活の支援方法が学べるようにしている。また、大学院学生が選択したコース以外の特論や演習も履修でき、幅広く学べるようにしている。いずれのコースもアクティブラーニングの教育方法で、大学院学生が主体的に学べる方法で展開する。

4) 自由科目

実践看護学コースを選択する大学院学生で、診療看護師（NP）の資格取得を目指す大学院学生に対して、NP 養成関係科目を自由科目として配置し、必要な単位を修得することにより、日本 NP 教育大学院協議会の NP 資格認定試験の受験資格を得ることができるようになっている。実践力が身につくように技術演習や臨地における実習を教育方法として取り入れている。

また教職を希望する大学院学生に向けて教育関係の科目を自由科目として配置し、教育の基盤となる「教育原論」と「教育方法論」について、教育学の専門の教員から学べるようにしている。

2. 実践看護学コース (NP 養成プログラム) の概要

1) 3つのポリシー

① アドミッション・ポリシー

本コースにて、健康科学に関する高度で専門的医療提供に必要な知識、技術を身に付け、患者ニーズに対応したタイムリーな医療を提供でき、医療従事者間のスキルミックスにより、チーム医療のキーパーソンとして自律的に活躍できる能力を備えた高度な看護職（診療看護師）を育成するた

め、次のような人材を求める。

- (1) クリティカルケア・プライマリケア領域における知識と5年以上の実践経験を有する人
- (2) 看護職としての高い資質と倫理観を持ち、患者とその家族のQOL向上のための思考ができる人
- (3) 看護実践の科学的な根拠を探究し、自己研鑽しつづける意志と学習意欲をもつ人
- (4) 協調性と自律性を持ち、チーム医療の中で看護実践できる人間関係能力をもつ人
- (5) 健康科学に関心を持ち、地域社会の人々の健康の維持・増進・疾病の悪化予防に寄与する意欲のある人

②カリキュラム・ポリシー

- (1) 診療看護師養成教育課程基準に基づいた共通科目、専門科目（実習、課題研究を含む）で構成する。
- (2) 「状況を総合的に判断（診察・包括的健康アセスメント）できる能力」の養成を主眼にカリキュラムを編成する。
- (3) 地域社会に対し、安全・安心な医療を提供できる能力の養成を主眼にカリキュラムを編成する。
- (4) 病院実習では、クリティカル・プライマリ領域で必要とされる、診断・検査・治療の方法を修得し、地域社会の多様な医療ニーズに対応できる実践能力を養い、診療看護師の役割を担うための実践力を養う。
- (5) 課題研究では、ケアおよびプライマリケア領域における課題に取り組むことを通し、基礎的な研究能力の育成を図る。
- (6) 保健師助産師看護師法第37条の2にある特定行為20区分37行為の研修プログラムを、教育課程に組み込んだプログラムを提供する。

③ディプロマ・ポリシー

本コースでは、クリティカルケア・プライマリケア領域における高度な看護実践並びに課題解決と看護の質向上を推進していくために以下の能力を身につけ、研究論文審査に合格したものに学位（修士（看護学））、看護師特定行為研修修了証、日本NP大学院協議会NP資格認定試験受験資格を授与する。

- (1) 包括的健康アセスメント能力
- (2) 医療処置管理の実践能力
- (3) 看護の実践能力
- (4) 看護管理能力
- (5) チームワーク・協働能力

- (6) 医療保健福祉制度の活用・開発能力
- (7) 倫理的意思決定能力

2) 臨地実習の履修要件

NP 実習 16 単位を 2 年次に履修すること

①NP 実習を履修するために必要な要件

「実践看護学コースNP養成プログラム」に必要な「基盤科目」10 単位以上、分野共通科目の「統合分野・看護学分野」から 6 単位以上、コース専門科目「実践看護学コース」の 17 単位を原則として履修した上で、自由科目の NP 実習 16 単位以外の講義・演習・を履修すれば、NP 実習に進むことができる。

②NP 実習について

NP 実習は、診療看護師(NP)に必要とされる包括的健康アセスメントおよび医療処置・管理や看護マネジメントの実践を通して、診療と看護を統合した高度実践看護を行うための基礎的能力を修得する実習である。この実習期間中には、さらに 20 区分 37 行為の「特定行為研修」修了に必要な 5 症例以上の特定行為研修を経験する。

3) 診療看護師 (NP) 資格認定試験の受験資格

本研究科「実践看護学コース NP 養成プログラム」は一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会から診療看護師 (NP) の教育課程として認定されている。

NP 養成プログラムの修了要件は、以下の 3 つである。

①本研究科医療系健康科学専攻・修士課程の「実践看護学コース」を修了すること。

修了要件は、大学院学則が定める実践看護学コース 32 単位、全ての科目を修了し認定された者、および修了見込みの者

②大学院学則に定める基盤科目「保健医療福祉システム特論」1 単位を履修すること

③健康科学専攻の自由科目である「NP 養成関係」科目から、11 科目 41 単位を修得すること

以上、NP 養成プログラムの修了要件の単位数は、以下の通りである。

総単位数： 74 単位以上 (内、実習総単位数： 16 単位以上)

この NP 養成プログラムを修了すると、修士 (看護学) の学位が授与され、クリティカルケア・プライマリケア領域における日本 NP 大学院協議会 NP 資格認定受験資格が授与される。

4) 特定行為研修修了について

本研究科「実践看護学コース NP 養成プログラム」は、厚生労働省が定める「特定行為研修」の 20 区分 37 行為の指定研修機関に指定されている。

この本研究科「実践看護学コース NP 養成プログラム」における特定行為研修の修了要件は、以下の 2 つである。

①「実践看護学コース (NP 養成プログラム)」の教育課程において、特定行為研修に必要な共通科目に該当する科目を全て修了したのちに、区分別科目に該当する科目を全て修了する。

②区分別科目の研修の内、講義・演習を全て修了したのち、実技試験 (OSCE) に合格した者のみ、指定研修機関で実習し、必要な症例数を経験する。

以上、①、②を全て研修修了した者に、指定研修機関「令和健康科学大学院 健康科学研究科 修士課程 医療系健康科学専攻 看護学分野」より「特定行為研修修了証」を付与する。

IV 履修要項

1. 履修登録

履修登録とは、大学院学生がその学期において履修するすべての科目を登録し、大学がそれを承認する手続きのことです。下記、教育課程一覧表に従い、必修科目および選択科目を含めて、修了に必要な単位を履修してください。登録の際は、その学期に履修する科目に漏れがないか、各自で自己責任のもと確認してください。履修登録は、各自、慎重に計画を立てるよう心がけ、不明な点がある場合は、指導教員および教務係にご相談ください

教育課程一覧表

区 分	科 目 名	単 位			履修条件
		必 修	選 択	自 由	
基 盤 科 目	健康科学特論	2			10 単位(実践看護学コースは 9 単位)以上を履修すること。
	健康科学研究方法特論	2			
	専門職連携特論	2			
	保健医療倫理学特論	2			
	保健医療管理学特論	1			
	保健医療福祉システム特論		1		
	生体情報科学特論		1		
	臨床免疫学特論		1		

		保健医療統計学特論		1			
		保健医療社会学特論		1			
		保健医療福祉とリハビリテーション		1			
		英語文献講読		1			
分野 共通 科目	統合分 野	コンサルテーション特論	1			統合分野を含み8単 位(実践看護学コース は6単位)以上を履修 すること。	
		ヘルスプロモーション論	1				
		医療安全学特論	1				
		専門職連携演習	1				
	看護学 分野	看護実践理論特論	1				
		看護研究方法論	1				
		看護政策論		1			
		看護教育学		1			
	リハビ リテー ション 学分野	リハビリテーション研究方法論	1				
		リハビリテーション管理学特論	1				
		心身機能計測技術論		1			
		生活機能計測技術論		1			
		福祉住環境特論		1			
コー ス専 門科 目	看護学 教育・ 人材育 成コー ス	看護管理学特論		2		6単位以上を履修す ること。	
		看護管理学演習		2			
		看護教育学特論		2			
		看護教育学演習		2			
		精神看護学特論		2			
		精神看護学演習		2			
		地域・在宅看護学特論		2			
		地域・在宅看護学演習		2			
	実践看 護学コ ース	看護学特別研究(看護管理学領域)		8		8単位を履修するこ と。	
		看護学特別研究(看護教育学領域)		8			
		看護学特別研究(地域包括ケア領域)		8			
		高度実践看護特論		1			17単位を履修するこ と。
		臨床推論		2			
病態生理学特論		2					
疾病特論		2					
フィジカルアセスメント演習		2					

		看護学特別研究（実践看護学）		8			
心身機能支援コース		運動機能支援特論		2		14 単位以上を履修すること。	
		運動機能支援演習		1			
		脳機能支援特論		2			
		脳機能支援演習		1			
		摂食嚥下機能支援特論		2			
		摂食嚥下機能支援演習		1			
		リハビリテーション学特別研究（心身機能支援）		8			
生活支援コース		生活機能支援特論		2		14 単位以上を履修すること。	
		生活機能支援演習		1			
		生活環境支援特論		2			
		生活環境支援演習		1			
		福祉工学支援特論		2			
		福祉工学支援演習		1			
		リハビリテーション学特別研究（生活支援）		8			
自由科目	教育関係科目	教育原論			2		
		教育方法論			2		
	NP 養成関係科目	チーム医療・看護管理特論			2		実践看護学コースを履修し、かつ、診療看護師を希望する者が履修可能。 （実践看護学コース以外の方は履修できません）
		人体構造機能論			1		
		臨床薬理学特論			2		
		呼吸器・循環器治療のための実践演習			4		
		ドレーン管理のための実践演習			2		
		疾病と治療 カテーテル管理と創傷管理			4		
		疾病と治療 薬物治療 I			4		
		疾病と治療 薬物治療 II			4		
		NP 実習			16		
クリティカルケア特論			2				
プライマリケア特論			2				

【履修上の注意】

(1) 各年度初めに教務係より提示される所定の期日までに、パソコン等で、各自履修登録を行ってください。やむを得ない事情により本人が登録できない場合は、登録期間終了前までに教務係へ連絡してください。

※無断で所定の期日までに履修登録を行わなかった場合は、履修を放棄したものとみなし、その学期の授業科目は履修することができません。

(2) 履修登録をせずに、授業科目に出席しても、当該科目の単位は無効となり修得できません。

(3) 選択科目の変更・追加・取消等については、学期毎に設定する期間内に行ってください。期間外の変更・追加・取消は一切認められません。

(4) 同一時限に複数の授業科目を履修することはできません。

2. 授業

1) 授業時間

授業時間は1コマ90分です。

時 限	開始時間～終了時間
第1時限	9：00～10：30
第2時限	10：40～12：10
昼休憩	
第3時限	13：00～14：30
第4時限	14：40～16：10
第5時限	16：20～17：50
第6時限	18：00～19：30
第7時限	19：40～21：10

2) 休講および補講

- ① 大学院または指導教員にやむを得ない事情が生じた場合、授業を休講することがあります。
- ② 休講した授業については、補講が行われます。補講は、第7時限までの空き時間および土曜日・日曜日に入る場合があります。
- ③ 休講および補講については、掲示板またはポータルサイト等より伝達します。

3) 授業欠席、遅刻および早退の取扱い

原則として、出席日数が授業時間の3分の2以上でなければ、単位は認定されない。

○遅刻・早退

- ①遅刻：授業開始後30分までの入室は遅刻とする。30分以上の遅刻は欠席扱いとなる。

②早退：授業終了 30 分前の退室は早退とする。30 分以上前の早退は欠席扱いとなる。

<3 分の 2 以上の出席日数について>

- ・ 15 回授業 → 10 回以上の出席を要する。
原則、欠席 5 回までは単位認定資格あり。
6 回目の欠席で成績評価における単位認定はなされない。

- ・ 8 回授業 → 6 回以上の出席を要する。
原則、欠席 2 回までは単位認定資格あり。
3 回目の欠席で成績評価における単位認定はなされない。

疾病その他やむを得ない理由により欠席する（欠席した）場合は、所定の欠席届を（4）に記載する手続きに従い提出してください。

(1) 公認欠席（公欠）の取り扱い

欠席が以下の理由による場合は、所定の欠席届を提出することにより公欠の扱いとなる場合があります。公欠が認められた場合、該当理由における欠席は、授業欠席数より除外されます。

- ① 学校保健安全法施行規則第 19 条の規定に準拠する感染症に罹患した場合
(2 ページから 3 ページをご参照ください。)
- ② 忌引き（二親等まで）
 - ア. 配偶者および一親等（父母、子） 連続する 7 日間（休日を含む）
 - イ. 二親等（祖父母、兄弟、姉妹） 連続する 3 日間（休日を含む）
- ③ 就職試験日（移動日は含まない）
- ④ 日本骨髄バンクを介して骨髄提供をする場合（ドナー登録制度）
- ⑤ 裁判員制度による裁判員等に選任された場合
- ⑥ その他学長が必要と認めた場合

※ 公欠が認められた場合の当該授業の取扱いについては、科目責任者の指示に従ってください。

(2) 遅延届について

交通機関の事故・遅延によって授業に遅刻または欠席をした場合には、事故・遅延証明書を授業担当教員に提出することにより、遅刻が考慮されることがあります。

提出の際には、遅延証明書の余白または裏に「コース」「学籍番号」「氏名」「科目名」を記載してください（別途、事務局へ書類を提出する必要はありません）。

遅延証明書の提出は、遅刻の理由を授業担当教員に知らせるものであります。

(3) 学外における実習の欠席について

学外実習の欠席は、コースでの取り決めがある場合、それに従い欠席連絡を行ってください。

(4) 手続きと必要書類について

Moodle より遅刻・欠席届をダウンロードし、必要書類を添付して、事前または事後速やかに大学院事務局メールアドレス宛に提出してください。(1号館1階大学院学生提出ボックスでも可能。公認欠席が認められた場合は、欠席日数から欠席が除外されます)

特に(1)－①規定に準拠する感染症と診断されたときは、その事実を速やかに教務担当および学校保健師に連絡し、欠席届については出席停止の解除後に提出してください。

欠席理由	必要書類	欠席の種類
規定に準拠する感染症	医師の診断書またはそれに準ずる書類 ※診断書には療養期間を必ず明記すること	公欠
忌引き(二親等まで)	会葬礼状等、葬儀による欠席を証明する書類	公欠
就職試験日(移動日は含まない)	就職試験案内等、欠席理由を証明する書類	公欠
公共交通機関の遅延	遅延証明書	公欠・欠席
日本骨髄バンクを介したドナー登録制度	証明できる書類	
裁判員等への選任	証明できる書類	
その他	欠席理由を証明できる書類	公欠・欠席

(表1) 第一種の感染症

疾患名	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ（急性灰白髄炎）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治療するまで

(表2) 第二種の感染症

疾患名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児では3日）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

(表3) 第三種の感染症

疾患名	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（必要時のみ）	感染のおそれがないと認められるまで

4) 授業科目の成績評価

本研究科における授業科目の成績評価は、次のとおり行う。

- ・大学院学生が履修した授業科目について、試験により成績評価を行う。ただし、平素の成績をもって、試験の成績に代えることができる。
- ・各授業科目の成績は、S、A、B、C、およびDの5種の評語をもってあらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。各評語が意味する水準は次のとおりとする。

S：授業目的により要求される水準を大きく超えて優秀である。

A：授業目的により要求される水準を超えて優秀である。

B：授業目的により要求される望ましい水準に達している。

C：単位を認める最低限の水準に達している。

D：授業目的により要求される水準を下回る。

5) 公正な研究について（レポート・小論文の剽窃、盗用、改ざんの防止）

別に定める。

3. 長期履修制度

大学院学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画を認めることができる。詳細は別に定めます。

4. 修士論文

1) 研究指導教員名簿

分野	コース	教員名	研究内容		
看護学 教育・ 人材 育成 コース	看護学 教育・ 人材 育成 コース	看護管理学領域			
		倉岡 有美子	看護管理者の能力開発やリーダーシップやマネジメント等の看護管理活動に関する研究、組織変革等の組織システムに関する研究、質保証等の看護サービスに関する研究、動機づけや職業アイデンティティ等の人的資源管理に関する研究を行います。		
		看護教育学領域			
		花田 妙子	自己調整学習、内発的動機づけ等の理論を基本に、看護基礎教育における臨地実習での有効な指導に関する事、新人看護師教育およびその院内指導看護師の指導能力の育成など看護継続教育に関する事などの研究を行います。		
		辻 慶子	看護基礎教育に関する課題、看護技術に関する課題、また看護倫理に関する課題の研究を行います。		
		児玉 裕美	教育方法や教材開発等の看護基礎教育、新人看護師や中堅看護師を対象に離職防止対策、キャリア発達等に焦点をあてた看護継続教育に関連した研究を行います。		
		地域包括ケア領域			
		正野 逸子	地域包括ケアの基盤となる地域・在宅看護学、家族看護学の看護の実際と課題に関する研究、訪問看護師の学習支援プログラム研究、地域包括支援システムに関する研究、カルガリー家族システムモデルを用いた家族の悪循環と支援に関する研究を行います。		
		白石 裕子	精神看護学の基盤となるコミュニケーション理論、認知行動療法を用いた看護実践、地域包括ケアにおける対象者のリカバリーを促進するストレングスを基盤とする、看護ケア実践と教育プログラムについての研究を行います。		
		馬場 みちえ	地域で生活している小児から高齢者まで各世代での健康レベルにかかわらず、よりよい健康とQOLをめざした看護ケア実践と教育プログラムの研究、多職種連携・協働を含めた地域包括ケアシステムの課題について研究を行います。		
		久木原 博子	看護学の視点を基盤として、地域包括ケアに関わる現代的な課題を明らかにする研究に取り組みます。特に、高齢者のQOL(生活の質)や健康的な生活の維持・向上、高齢者を取り巻く社会環境や家族構造の変化といったテーマに焦点を当て、地域で安心して暮らし続けるための支援のあり方について検討します。		
		菊原 美緒	健康科学の複合的な課題について、看護学分野を基軸として特に母子・家族関連の課題に焦点を絞り、研究を行います。		
		実践 看護学 コース	実践 看護学 コース	増山 純二	<p>本大学院の「実践看護学コース」は、診療看護師(NP)を目指す方を対象としたコースになります。「実践看護学コース」における修士課程32単位の履修を必修とし、日本NP教育大学院協議会が「大学院修士課程のNP教育課程認定規程に関する細則」に規定している教育の要件に基づき、「実践看護学コース」の履修科目以外に必要な科目を自由科目として設定しています。本大学院では、これを「NP養成プログラム」と呼んでいます。</p> <p>本大学院では地域で生活する人を対象とするプライマリケア領域と、病院内における急性期や侵襲性の高い患者を対象とするクリティカルケア領域の2つの領域で、診療看護師(NP)としての役割を果たせる人材を輩出することができる教育課程を74単位で編成しています。</p> <p>以上のカリキュラムの特徴から、「実践看護学コース」の特別研究は、NP実習の経験をもとに実践看護学における課題を事例研究として行います。</p> <p>したがって「看護学特別研究(実践看護学)」の指導は、以下の4名で研究内容を共有しながら事例研究の指導を行います。各指導者の研究テーマの特徴はありますが、NP養成プログラムの場合の研究は「事例研究」となります。</p> <p>【実践看護学】 コース長：増山 純二 指導担当教員：田中 裕二 診療指導教員：富永 隆治 専任教員(NP)：後小路 隆</p>
				田中 裕二	
富永 隆治					

分野	コース	教員名	研究内容
リハビリテーション学分野	心身機能支援コース	森下 元賢	摂食嚥下リハビリテーションに関する研究指導を行います。具体的には嚥下評価、嚥下訓練、姿勢、身体活動との関連、嚥下食などを題材として、あらゆる職種における摂食嚥下障害の予防や改善を通じて健康課題を解決する研究を行います。
		玉利 誠	神経科学(MRI画像解析、脳波解析、非侵襲的脳刺激、等)や生体力学(運動・動作解析、協調性解析、等)の技術によって解決できる研究、医工学連携による各種機器やアプリケーションの開発研究、教育心理学や教育工学に基づく教育・管理の研究などを行います。
		古後 晴基	「健康科学」、「スポーツ科学」、「リハビリテーション科学」に関する研究指導を行います。具体的には、運動学などの基礎研究、浮腫に関する臨床研究、スポーツ外傷に関するフィールド研究を行います。これらの研究プロセスを通して、研究手法を学び、研究成果の発表、論文執筆能力を身に付けていきます。
		中井 雄貴	スポーツ科学分野において、パフォーマンス向上を目的としたトレーニング・コンディショニングに関する研究指導を行います。エコーやAIを用いた体幹機能および筋・軟部組織の評価、リズムジャンプトレーニングなどの運動課題を通じて、心身機能とパフォーマンスの関連を総合的に探究します。
		岡 真一郎	非侵襲的脳刺激法を用いたニューロリハビリテーション研究、体性自律神経反射に関する研究、幼児の運動発達に関する研究を行います。
	生活支援コース	近藤 敏	生活支援に必要な作業遂行(個人にとって意味のある生活行為)に焦点を当て、作業遂行障害を持つクライアントの再建に関する研究を行います。
		永崎 孝之	生活支援のうち、福祉工学(特に松葉杖などの歩行補助具を中心とする福祉用具)に関する諸課題について研究を行います。
		川原田 淳	生体諸情報の新しい計測技術の確立や在宅健康管理のためのホームヘルスマニタリングシステムの開発に関する研究を行います。
		田中 悟郎	地域共生社会の実現のため、精神障害のある人々にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進および支援するような研究を行います。
		山根 伸吾	生活障害を有する脳血管障害患者や高次脳機能障害を有する方、高齢者を対象として、生活支援ならびに作業遂行の観点から研究を行います。
		溝田 勝彦	地域在住の成人や高齢者を対象に、基本動作の改善、介護予防・転倒予防につながる運動の研究を行います。

2) 研究指導教員

①役割

研究指導教員は、大学院学生の希望する研究課題、指導教員の専門分野、指導環境などを考慮して、大学院学生の意向を尊重したうえで研究指導を行う。研究指導教員は、研究指導に加え、大学院学生の教育と研究に必要な授業科目について、シラバスと履修モデルを参考にして個々に、かつ丁寧に履修指導を行う。

②決定

入学志願者は、募集要項の担当教員表等の資料をもとに、出願時までには研究指導を希望する教員を訪問して面談(Web面談も含む)し、出願書類の志望理由書に「入学後の研究希望内容」と希望する研究指導教員1名の氏名を記載して提出する。4月以降に行う入学時の面談および出願

書類の志望理由書に記載した「入学後の研究希望内容」と希望する研究指導教員をもとに、研究科運営会議を経て、研究科委員会で研究指導者を決定する。

③変更

研究指導教員は、大学院1年次前期までは、関係教員間の調整のうえ、了承が得られれば研究指導教員を変更できる。

3) 修士論文作成・審査のプロセス

研究指導計画（学位論文作成スケジュール）

(1) 研究課題の提出（1年次4月～10月）

大学院学生は、研究したい課題を検討し、指導教員の指導を受けながら研究課題の関連文献検索、クリティークを重ね、研究課題を決定して研究論文題目を提出する。

(2) 学位（修士）論文研究計画発表会（1年次11月）と倫理申請（随時）

大学院学生は選択した特別研究で、先行研究との関連にも留意して、研究計画書を作成し、学位（修士）論文研究計画発表会で発表して、両分野の大学院学生の参加による質疑応答、指導教員以外の大学院教員から指導・助言を受ける。その結果を指導教員と検討して、研究計画書を修正後、必要に応じて倫理審査申請書類を作成し、倫理審査委員会で審査を受ける。

(3) 研究の遂行（1年次12月～2年次8月）

大学院学生は倫理審査で承認を得たのちに、研究計画に基づき必要な調査や実験等を実施して、データ整理と解析を行い、研究結果の整理に取り組む。指導教員は研究の進行を適時確認しつつ、実験・調査等の手法や手技の指導やデータ解析の指導と助言を行うと共に、論文作成の基本的な方法等について指導を行う。

(4) 学位（修士）論文研究中間発表会（2年次9月）

大学院学生は調査（実験）等の研究を遂行した結果を踏まえて学位（修士）論文研究中間発表会資料を作成して、発表し、両分野の大学院学生の参加による質疑応答と意見交換、指導教員以外の大学院教員からの指導・助言を受ける。

(5) 修士論文の作成（2年次9月～12月）

大学院学生は、研究指導教員のもとで、修士論文をまとめる。指導教員は修士論文の構成や図表の作成、文献の整理と引用等、論文のまとめ方を指導する。

(6) 修士論文の提出と学位（修士）学位（修士）論文審査会（2年次12月～1月）

大学院学生は修士論文を大学院教務課に期日までに提出し、学位（修士）論文審査会（主査1名・副査2名）で、研究概要についてプレゼンテーションおよび関連質疑に対して応答を行う。学位（修士）論文審査会における指摘事項について、指導教員の指導のもとに論文修正を行い、教務係に提出する。

(7) 学位（修士）論文公開審査会と最終試験（2年次1月）

大学院学生は、研究の概要についてプレゼンテーションおよび両分野の大学院学生や指導教員以外の教員から関連質疑応答を行う。その後、学位（修士）論文審査会による最終試験を受ける。

4) 研究倫理審査

研究内容・方法の妥当性については、人間性の尊重、研究者としての倫理性という観点から「令和健康科学大学研究倫理審査委員会規程」にもとづき、研究計画書を作成し研究計画発表後に、必要に応じて研究倫理審査委員会による倫理審査を受けなければならない。

倫理審査委員会は、医学・医療の専門家等の自然科学の有識者、倫理学・法律学の専門家等の人文・社会科学の有識者、ならびに一般の立場から意見を述べることができる者5名以上で構成されており、研究指導にかかわる教員は除外される。研究計画書に倫理的に問題があると認められた場合は、研究倫理審査委員会は大学院学生に対し、修正・変更の意見を書面で伝え、必要に応じて面接による指導を行う。

これらの手順を経て、大学院学生は、同委員会の意見をもとに研究計画書を修正し、同委員会の承認が得られた場合は、計画に沿って研究を実施する。

5) 学位（修士）論文に係る評価基準

別に定める

V. 学生生活

皆さんがキャンパスライフを送るうえで必要な情報等をまとめた内容が記載されています。学生生活を送るなかで分からないことがあれば、まずはこの「学生便覧」を読み、自分で調べてください。それでも解決できない場合や不明な点があれば、学生係・教務係・指導教員等へ問い合わせてください。

(オリエンテーションおよびガイダンスの出席)

学生生活のうえで必要な資料の配布や、説明を行なう大切な行事です。履修・成績や生活指導全般などのさまざまな説明が行われます。欠席をすると大切な手続きができなくなることもあります。必ず出席し、指導教員等の説明を聞き指示に従ってください。該当するものには必ず出席してください。

(体調不良や諸事情等でやむを得ず欠席する場合は、必ず担当指導教員へ連絡すること)

- 大学院の住所：〒811-0213 福岡県福岡市東区和白丘 2 丁目 1-12
- 学生係 直通:092-607-6716 (対応可能時間帯：平日のみ 8:40～17:00)
- 教務係 直通:092-607-6714 (対応可能時間帯：平日のみ 8:40～17:00)

1. 窓口

学生係・教務係および各部署職員が入学してから卒業するまでの間、学生生活全般にわたり、相互に連携しながら皆さんをサポートします。受付窓口は、1号館1階にある事務室となります。入室の際は、所属コースおよび学年・氏名を名乗り、用件を職員へ伝えてください。また、事務室では筆記用具の貸し出しは行っていませんので各自で準備してください。

2. 掲示板・学生ポータルサイト

掲示板・学生ポータルサイトでは、皆さんが学生生活を送るうえで、必要な情報をお知らせします。履修登録、試験に関する連絡、授業に関するお知らせ(教室変更、休講、補講など)や、奨学金についてのお知らせ等も、掲示板あるいは学生ポータルサイトに掲示・提示します。

※掲示板・学生ポータルサイトの見落としにより、不利益が生じたとしても、自己責任となります。また、大学が付与したメールアドレス宛に情報を送信することがありますので、各自必ず大学が付与したメールアドレス宛のメールを常時受け取れるように設定しておいてください。

3. 学生証

学生証は、皆さんが令和健康科学大学の学生であることを証明するものです。また、試験を受けると

きや各種証明書の発行を受けるときに呈示するだけでなく、大学館内への入館の際や授業の出欠の際にも必要となりますので、必ず常時携帯してください。

また、他人に貸与または譲渡することは禁止です。

*学生証は、入館証を兼ねています。紛失することのないように心がけてください。

・学生証は、主に次のときに必要となります。

- ① 1号館、2号館に入館するとき
- ② 授業に出席するとき
- ③ 定期試験を受けるとき
- ④ 各種証明書の発行手続きをするとき
- ⑤ 通学証明書の交付を受けるとき
- ⑥ 図書館で図書を借りるとき
- ⑦ 大学の施設を利用するとき

・学生証を紛失・破損したときは、まずは速やかに学生係に連絡をしてください。

詳しくは、「学生証の再発行」を参照してください。

・学生証を忘れたとき、指導教員へ連絡してください。

・学生証および学籍番号の見方

【大学院学生用】

(例) B3125001D

(B31→所属 (大学院) 25→入学年度 001→個人番号 D→セキュリティ番号 (各自異なります))

(表)



- ① 学籍番号
- ② カード有効期限
- ③ ユーザーID

(裏)



・学籍を離れたとき

卒業・退学・除籍・その他の理由で学籍を離れたときは、学生証を学生係に返還しなければなりません。

4. 個人用ノートパソコンの必携について

本学の授業では、シラバス参照、履修登録、授業時の資料の参照やダウンロード、課題提出・確認、オンライン授業など、パソコンとインターネットを活用した ICT 教育を推進しています。多くの場面でパソコンを使用するため、ノートパソコンの必携化を実施しています。必ず毎日持参し自身にて管理してください。以下の仕様一覧をご確認のうえ、個人用ノートパソコン（以下「PC」）をご自身でご準備ください。仕様を満たす PC を既にお持ちの場合は新たに購入される必要はありません。

	最低限必要なスペック	大学推奨スペック
OS	Windows11	Windows11
CPU	Intel または AMD	Intel または AMD
メインメモリ	8 GB	16GB
内蔵 HDD/SSD	SSD128GB	SSD256GB
ディスプレイ	11.6インチ以上	13インチ以上
ネットワーク	無線 LAN 利用可能	
バッテリー駆動時間	5時間以上	8時間以上
重量	持ち運びを考慮し、できるだけ軽いものを推奨	

補足事項

- ・遠隔講義の可能性があるため、マイク、Web カメラ（内蔵または外付け）必須。
- ・大学内は充電場所が限られているため、授業で1日（5時間以上）使用できるバッテリー性能が必要。
- ・Office 製品は不要、大学より入学者全員に Microsoft365のライセンスを（Word、Excel、PowerPoint 等）無償付与します。
- ・大学キャンパス内では無線 LAN を利用して、高速インターネットを利用できます。

一時的に PC 持参ができない場合

故障修理工等の理由で一時的に PC を授業に持参できない場合は、まずは1号館1階の事務室に申し出てください。

学内での PC の充電について

学内で PC を充電する場合は、特定の講義室に備えられた PC 充電用電源タップ、または図書館のデスクに備え付けのコンセントを利用してください。個人的な理由で、講義室や廊下、実習室、グローバルラウンジ等のコンセントを使用することは禁止です。

5. 学費および校納金

<口座振替日について>

学 年	納入時期	振替予定日
1年次	後期納入分	令和 8年9月28日(月)
2年次	前期納入分	令和 9年3月29日(月)
	後期納入分	令和 9年9月27日(月)
3年次	前期納入分	令和10年3月27日(月)
	後期納入分	令和10年9月27日(水)

重要：校納金は必ず前日までに預金口座振替依頼書の口座にご準備ください。残高不足等のため口座振替ができなかった場合は、督促状を郵送します。必ず、期日迄にお振込みをお願いいたします

校 納 金

～履修期間・コース別内訳～

標準履修 期間（2年）

■看護学教育・人材育成コース ■心身機能支援コース ■生活支援コース (単位：円)

学年	前期納入分				後期納入分	合計（年間）			
	前期授業料	演習実習費	施設維持費	前期計		後期授業料	授業料	演習実習費	施設維持費
1年次	350,000	0	150,000	500,000	350,000	700,000	0	150,000	850,000
2年次	350,000	0	150,000	500,000	350,000	700,000	0	150,000	850,000

■実践看護学コース（NP養成プログラム） (単位：円)

学年	前期納入分				後期納入分	合計（年間）			
	前期授業料	演習実習費	施設維持費	前期計		後期授業料	授業料	演習実習費	施設維持費
1年次	350,000	200,000	150,000	700,000	350,000	700,000	200,000	150,000	1,050,000
2年次	350,000	200,000	150,000	700,000	350,000	700,000	200,000	150,000	1,050,000

長期履修 期間（4年）

■看護学教育・人材育成コース ■心身機能支援コース ■生活支援コース (単位：円)

学年	前期納入分				後期納入分	合計（年間）			
	前期授業料	演習実習費	施設維持費	前期計		後期授業料	授業料	演習実習費	施設維持費
1年次	175,000	0	75,000	250,000	175,000	350,000	0	75,000	425,000
2年次	175,000	0	75,000	250,000	175,000	350,000	0	75,000	425,000
3年次	175,000	0	75,000	250,000	175,000	350,000	0	75,000	425,000
4年次	175,000	0	75,000	250,000	175,000	350,000	0	75,000	425,000

長期履修 期間（3年）

■看護学教育・人材育成コース ■心身機能支援コース ■生活支援コース (単位：円)

学年	前期納入分				後期納入分	合計（年間）			
	前期授業料	演習実習費	施設維持費	前期計		後期授業料	授業料	演習実習費	施設維持費
1年次	235,000	0	100,000	335,000	233,000	468,000	0	100,000	568,000
2年次	233,000	0	100,000	333,000	233,000	466,000	0	100,000	566,000
3年次	233,000	0	100,000	333,000	233,000	466,000	0	100,000	566,000

<諸経費等の口座振替日と金額>

1. 学生生徒 24 時間共済 5,170 円 (1 年間分)
2. 駐車場代 ※希望者のみ (前期および後期 年に 2 回に分けて徴収・中途解約返戻無)
・前期分 4 月～9 月 : 18,000 円 ・後期分 10 月～3 月 : 18,000 円
3. その他 : 各コース等必要な個人にかかる費用は別途徴収あり

6. 健康管理

1) 健康支援センター

【保健室】

本学では、学内にいる間に体調不良となった学生のために、保健室を備えています。保健室を利用したい学生は、事務室に申し出てください。保健師が対応いたします。

○利用場所… 1 号館 2 階

○利用日時…月曜日～金曜日 8 : 45～17 : 00 (土日祝日は利用できません)

【学生相談室】

本学では、学生の皆さんの心のケアとして、専門のカウンセラーによるカウンセリングを実施しています。困りごとがあるのは、皆さんの成長のチャンスでもあるので、カウンセリングを積極的に活用してください。カウンセリングの予約方法については、学生掲示板、ポータルサイト、大学ホームページにてお知らせします。個人情報や相談内容は秘密厳守としていますので、安心してご利用ください。その他、悩んでいることがありましたら、研究指導教員または担任、事務職員や保健師にも相談してみてください。

○相談場所…1309A 演習室 (1 号館別棟 3 階)

○開室日時…月、水、木 9 : 00～17 : 00 火 9 : 00～11 : 00 金 14 : 00～17 : 00

2) 定期健康診断

毎年 4～6 月に、学校保健安全法に基づき、休学者を含む全学生に対して健康診断を実施します。指定された日時に必ず健康診断を受けてください。

指定された期間 (4 月～6 月) までに受けることが出来なかった場合は、各自で医療機関を受診し、指定する項目内容の検査を受け、健診結果のコピーを保健師に提出してください。ただし、その場合の検査費については自己負担となります。

3) 感染症対策

在学中、学校保健安全法施行規則第19条の規定に準拠する感染症に罹患した場合、大学内での感染拡大を予防するため、すみやかに保健師まで連絡してください。

4) 障害学生支援（学生サポート室）

障害や病気のために学生生活に困難がある場合、学生生活や履修等への合理的配慮を調整する窓口として学生サポート室があります。受付・連絡方法は学生掲示板またはポータルサイトでお知らせします。安心安全で充実した大学生活が送れるように、専門スタッフによる相談を行い、解決を支援します。また、指導教員、事務職員、保健師等も初期対応をしますので、相談してみてください。

○相談場所…1309A 演習室（1号館別棟3階）

○開室時間…月、水、木 9：00～17：00 ・火 9：00～11：00 ・金 14：00～17：00

5) 学生保険

本学では、キャリア教育共済協同組合が取り組んでいる「学生・生徒24時間共済」の加入を義務付けています。加入および更新手続きは大学で行います。補償内容や手続きについて不明な点があれば、学生係担当者までお問い合わせください。また、実践看護学コースの場合は追加の保険があります。別途案内します。

○「学生・生徒24時間共済」とは、安全に、また健やかな大学生活が送れるよう、大学管理下だけでなく24時間日常生活にも対応できる補償制度です。（※内容によっては対象とならない場合がございます。）

○ 共済金請求時の注意事項

- ・請求の際は、治療費の領収書原本が必要です。
- ・事故発生から30日以内に、大学へ事故報告を行い、事故報告書を提出してください。

6) 学生寮

【学生寮】

住所：〒811-0213 福岡県福岡市東区和白丘2-10-37

家賃	室数	内容および付属備品
一人部屋：月額25,000円 相部屋：月額15,000円 (光熱費・水道代含)	男子寮20室 女子寮22室	男女別 各室：机、ベッド、照明器具、エアコン、LAN 共同：冷蔵庫、洗濯機、浴室、トイレ、自習室

■別途費用 1. 管理費：月額3,000円 2. Wi-Fi 使用料：月額500円
3. 食事代：月額15,000円 平日（土日祝日を除く）の朝食および夕食を含む

※入寮時に入寮費として40,000円が別途必要になります。

※学生寮は寮生専用の施設であり、本学の学生を含め、寮生以外の者の立ち入りを禁止する。

※学生の健康増進・施設美化の観点から定期的に部屋の確認を学生係等で行います。寮則違反が重なる場合には退寮となる場合があります。

7) 通学について

【通学について】

通学時の心得：通学時には、大声でさわぐなどして周辺住民の迷惑にならないよう注意し、個人所有地内および住宅団地内には入らないようにしてください。公共交通機関(電車・バス・地下鉄等)で通学する場合は、大声で騒ぐ、座席を独占するなどして一般乗客の迷惑にならないようマナーを守り、混雑時には席を譲るなど思いやりのある行動を心がけてください。

また、自転車は道路交通法では軽車両に位置付けされており「車のなかま」です。道路を通行するときは「車」として、交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践し安全運転を心がけてください。また、下記の行動は大変危険なのでやめてください。

- (1) スマートフォンを操作しながらの歩行や運転
- (2) イヤホンをつけたままの運転(車両の接近に気づかず大変危険)
- (3) 歩行喫煙やたばこ、ゴミのポイ捨てなどの迷惑行為
- (4) 横並び歩行・並列の自転車走行
- (5) 日が落ちて暗くなってから帰宅する時は、複数人で移動するなど危機管理の徹底
- (6) 自転車のスピードの出しすぎに注意し夜間運転や暗い時は必ずライトを点灯する。

○自転車・バイクによる通学について自転車等で通学および大学の駐輪場を利用する場合は、必ず学生係に届け出をして、登録のステッカーを所定の場所に貼ってください。
ステッカーを貼っていない自転車等の本学駐輪場への駐輪は認められません。

防犯登録等は自己責任の下で各自行ってください。万が一盗難等のトラブルが起きても、本学は一切の責任を負いません。

決められた駐輪場以外への駐輪は禁止です。必ず本学で指定する駐輪場へ駐輪してください。

*福岡県では、自転車保険への加入が義務化されています。

<利用者登録>

- ① 自転車およびバイク通学の開始前日までに、必ず学生係の窓口にて「通学用車両(自転車・バイク)登録申請願」を提出してステッカーの交付を受けてください。
- ② 交付されたステッカーの貼る場所は自転車の後輪カバーに、バイクは後ろの本体に貼ってください。(イラスト参照)ステッカーの貼られていない自転車等は本学の駐輪場には駐輪できません。
- ③ ステッカーの有効期限は、在籍年度内です。在籍の途中でステッカーが剥がれた場合は、再交付を受けてください。
- ④ 自転車およびバイクを買い替えた場合は、再度「自転車等利用申請書」を学生係に提出し、ステッカーの交付を受けてください。



<駐輪場所>

本学の駐輪場は、体育館の1階にあります。1号館および2号館の敷地内にはありません。(キャンパス案内参照)駐輪場以外での駐輪は絶対にしないでください。

<禁止事項>

①車道の横断は禁止

体育館横の駐輪場から、1号館2号館へ移動する際は、上空通路や横断歩道を利用し、車道を横切ることとはめてください。走行中の車の前後を横切る行為は、事故やトラブルの原因となります。

②エンジンの空ふかしはしない

バイクのエンジンを必要以上にふかす行為による騒音は、近隣住民とのトラブルの原因となります。

で、絶対にやめてください。

<通学定期購入について>

通学定期券は、居住地の最寄り駅から大学までの区間に限り購入することができます。(JR の場合:博多方面からは・JR 福工大前駅または・JR 和白駅、北九州方面から乗車の場合は・JR 福工大前駅)

<駐車場>

大学院学生の皆様が勤務後に修業を行うための利便性を考慮し、大学の体育館駐車場をご利用いただけます。以下の内容をご確認の上、ご利用される方は申請をして下さい。

- ・利用場所 大学体育館駐車場
- ・利用料金 前期：18,000 円、後期：18,000 円
- ・利用期間 利用開始日 前期) 令和7年4月3日～令和7年9月30日
後期) 令和7年10月1日～令和8年3月31日

*注意事項

- ① 駐車場の利用は、大学院学生に限ります。(一人一台のみ)
- ② 大学が指定した場所に駐車となります。
- ③ 徴収方法については、前期・後期の2回に分けて口座振替で行います。
中途解約の場合は、返金いたしません。
- ④ 大学のイベント等で、一時的な利用制限および移動をお願いする場合があります。
- ⑤ 大学の指定した期日までに申請を行っていただきます。
- ⑥ 利用規約に則り利用していただきます。

7. 諸手続き

【証明書の発行】

事務室の窓口では、各種証明書の発行手続きや諸届願の受付を行います。以下の一覧表等で、提出窓口や必要書類等を確認して、不備のないように手続きを行ってください。また、大学の休暇、機器メンテナンス、故障、その他の事情等により予定の交付日に発行できない場合があります。

- ・受付時間 8 : 45～17 : 00 (土日祝を除く)
- ・手数料の支払いには、事務室に備付の券売機で証紙を購入してください。
- ・申請書の記入には黒のボールペンを使用してください。

※ 鉛筆、フリクションボールペン等、消せるタイプのボールペンでの記入は認めません。

申請日の日付は西暦で記入してください。

【学籍に関する手続き】

各種証明書の交付

1) 証明書交付

事務室前に備付の証紙券売機で必要な証明書の証紙を購入し、証明書交付願に貼付して 1 号館 1 階事務室前の大学院学生用提出ボックスにご投函頂き、併せて大学院事務局メールアドレス (gshs@rhs-u.ac.jp) にご連絡ください。

証明書交付願の各様式は Moodle からダウンロードいただきますよう宜しくお願いします。

証明書の種類によっては、発行に数日かかるものもありますので、余裕を持って申請を行うようにしてください。（土・日祝日は証明書等の受付および発行は行いませんのでご注意ください。）

証明書の種類	手数料	交付日
在学証明書（和文）	500円	3日後
在学証明書（英文）	500円	7日後
成績証明書（和文）	1,000円	3日後
成績証明書（英文）	1,000円	10日後
卒業見込証明書（和文）	500円	3日後
卒業見込証明書（英文）	500円	7日後
卒業証明書（和文）	500円	3日後
卒業証明書（英文）	500円	7日後
在籍証明書（※休学中に発行）	500円	3日後
推薦書（※原則として大学の推薦許可を得た者が対象）	1,000円	10日後
調査書（※大学院進学用の調査書）	1,000円	10日後
健康診断証明書	200円	3日後

※申請日を0日として発行を行います。

※受取の際は、1号館1階事務室（教務係）に学生証をご持参のうえ、お受取の程よろしく
お願いします。

※受取のみを郵送とする場合は、受付窓口で申請をする際に、返信用封筒（住所・氏名を記入、
切手貼付）をご準備ください。

※卒業後の証明書の交付については、本学ホームページをご参照ください。

代理人による申込・受取について

やむを得ず代理人が申込みまたは受取りをされる場合には、上記の各申込・受取方法に加えて、以

下のすべての書類を窓口で提示、またはご郵送ください。

- ・委任状（全ての文面を本人の自署のうえ、押印 ※様式は任意とする）
- ・代理人の身分証明証（運転免許証・健康保険証等）のコピー
- ・本人の学生証のコピー（卒業後は本人の身分証明証のコピー）

2) 学生証の再発行（学生証を紛失・破損したとき）

学生証を紛失または破損したときは、速やかに学生係に連絡をしてください。

提出書類	手数料	手続き	交付日
学生証再交付願	2,000円	学生係に連絡後、学生係にて再交付の手続きを受けてください。	翌々日以降

※土日・祝日は学生証の再発行は行いませんのでご注意ください。

※令和健康科学大学の学生証は、入館証を兼ねています。日頃から管理には十分に注意を払うよう心がけてください。

※試験日に紛失・破損した場合、新しい学生証ができるまでは仮学生証をお渡しします。

※再発行後学生証が見つかった場合は、旧学生証を必ず学生係に返却してください。

3) 通学証明書・学生旅客運賃割引証

通学定期を希望する場合、または JR の学割証（学生旅客運賃割引証）が必要な場合は、以下の手続き方法と注意事項を確認のうえ、学生係にお申込みください。

証明書の種類	手数料	手続き方法
通学証明書兼通学定期券購入申込書	無料	学内所定場所から申込用紙を取り、記入項目をすべて記入し、各交通機関で各自購入手続きを行ってください。
学生旅客運賃割引証	無料	学内所定場所から「学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）交付申請書」を取り、記入後、事務室学生係に提出してください。翌々日（土・日・祝日を除く）以降学割証をお渡しします。

学割証について（学生旅客運賃割引証）

学割証の制度は、学生の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として、JR の乗車区間が片道 101 km以上の区間を学生が下記の目的で旅行する場合に限り、通常旅客運賃が 2 割引される制度です。

下記の「使用上の注意」を確認の上、窓口にて発行の手続きを行って下さい。

<使用上の注意>

1. 有効期限は発行日から3か月です。3か月を経過したものは使用できません。
2. 本人以外が学割を使用することは禁じられており、不正使用となります。
3. 学割証の発行後に、記載事項を変更することは、不正行為に該当します。
4. 使用目的の範囲
 - (1) 休暇、所用による帰省
 - (2) 実験実習並びに通信による教育を行う大学の授業および試験などの正課の教育活動
 - (3) 大学が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動
 - (4) 就職または進学のための受験等
 - (5) 大学が修学上適当と認めた見学または行事への参加
 - (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
 - (7) 保護者の旅行への随行

<学籍に関する手続き>

学籍上の身上に係る手続きや大学に提出した個人情報に変更があったときは、速やかに担当窓口へ届け出てください。届出を行わないことで必要な情報が得られなかったなど、学生生活に不利益が生じても、自己責任となります。

事由	手続き等	提出書類	担当窓口
休学するとき	アドバイザー、担任、ゼミ担当者 または教務係に相談のうえ、所定 の手続きを行ってください。	休学願	学生係
退学するとき		退学願	
復学するとき		復学願	
転学するとき	教務係に相談してください。	転学願	教務係
再入学するとき		再入学願	
氏名が変わったとき	変更後すぐに学生係に変更届を 提出してください。	身上変更届	学生係
住所・電話番号が変わったとき			
保証人が変わったとき		保証人変更届	

8. ハラスメントについて

○ ハラスメントとは

嫌がらせや相手を不快にさせる行為、言動のことをいいます。加害者側はまったく悪気がなくても、受け取る側(被害者)が不快に感じれば、それは「ハラスメント」です。

○ ハラスメントの種類

ハラスメントの種類は一般的には、30種類以上あるといわれています。大学で起こりうる代表的なハラスメントとしては、アカデミック・ハラスメントがあります。教育現場や研究機関でおこるハラスメントです。教育・研究活動上の立場を利用して行う不適切な言動、指導または待遇によって、学修・研究意欲を低下させたり、学修・研究環境を悪化させたりすることを言います。

例えば、常識的な指導の範囲をこえて、厳しく叱責する、関係のない雑用を強いたり、研究成果やアイデアを勝手に利用したり、研究発表・論文作成の妨害をするなどです。

その他にも、パワー・ハラスメントやモラル・ハラスメントなど様々なハラスメントがあります。不適切な言動や行為によって、相手に不快感や不利益、損害を与える場合、ハラスメントになります。

昨今、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNS)におけるハラスメントが頻発しています。具体的には、個人情報および画像や動画の無断掲載・誹謗中傷・著しい不快感や恐怖感を与える投稿などです。講義中や大学内の画像を不用意に配信することも同様です。SNSの活用には十分な注意を払い、お互いがSNSハラスメントを防止するという意識が大切です。

○ ハラスメントを受けたら

本学には、「ハラスメント相談窓口」があり、「ハラスメント相談員」がいます。自分が悪いと思いきり込まず、「ハラスメントかな?」と少しでも感じたら、一人で悩まず、ハラスメント相談窓口にご相談しましょう。また、直接ハラスメントを受けていなくても、叱責などの行為を目の当たりにし、不快な思いをすることも、ハラスメントに該当します。

もし、ハラスメントを受けたら、いつ・どこで・どのような行為・言動をされたか記録を取っておきましょう。相談する際に役に立ちます。秘密は守られます。

■ハラスメント相談員および専用メールアドレスは掲示等でお知らせいたします。

9. 個人情報の取り扱いについて

令和健康科学大学(以下「本学」という。)は、個人情報は個人の重要な財産であり、その適切な利用と保護は基本的人権を擁護する上で極めて重要であると深く認識いたします。この認識のもと、業務において個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法令および個人情報保護のために定

めた本学の規程をすべての役員およびすべての教職員が遵守し、個人情報を正確かつ安全に取扱うことにより、情報を守り、本学に対する期待と信頼に応えていきます。

1. 個人情報の取得について

本学は、個人情報を取得しようとする時は、その利用目的を明確に定め、その目的をお知らせし、目的の達成のために必要な限度において適正かつ公正な手段によって行うものとします。

2. 開示・訂正などの対応について

本学は、利用者から収集した個人情報について、利用者自身から開示の申し出があった場合、合理的な範囲内で速やかに利用者へ開示します。ただし、他の第三者の権利を侵害する場合は、この限りではありません。また、個人情報について、利用者自身から訂正または削除の申し出があった場合、可能な限り速やかに訂正または削除を行います。

3. 苦情処理について

個人情報の取り扱いに関する苦情や不服申し立てについては、必要な窓口を設置し、個人情報保護委員会などで適切に処理します。

4. 教育啓発について

本学の学生・教職員および本学関係者に対し、個人情報保護についての教育啓発活動を行うとともに、個人情報を取り扱う部門ごとに管理者を置き、個人情報の適切な管理に努め、また継続的に改善を行っていきます。

5. 個人情報の主な利用内容

① 教務指導上、必要な事項の実施・連絡（掲示を含む）

履修科目の登録、出席状況調査、定期試験の実施、成績処理、教科指導、学内施設利用のための登録など

② 学生生活指導上、必要な事項の実施・連絡（掲示を含む）

学生相談、課外活動、奨学金業務、進路就職に関する業務および指導、健康管理指導、急病対応時の医療機関、面談など

③ 保証人との必要な事項の実施・連絡

保証人への学費などの振込用紙送付、学費に関して保証人が必要な場合の連絡、本人・保証人への郵送連絡など

④ 本学広報物・本学ホームページへの掲載

授業・課外活動・各種行事における写真類の掲載など

なお、この個人情報の取り扱いについては、法令に基づき、第三者に利用目的以外の目的で学生等の個人情報を利用し、提供することがあります。

10. 学内施設の利用について

①開館時間および窓口受付時間

開館時間は下記のとおりです。

<平日>

1号館 8 : 00～19 : 30

2号館 8 : 00～19 : 30

<土曜日>

1号館 9 : 00～16 : 30

2号館 9 : 00～16 : 30

※大学院学生は別途異なります。開館時間終了後は消灯、施錠されます。

長期休業や年末年始等は開館時間を短縮する場合があります。

[窓口受付時間]

平日 8 : 40～17 : 00

土曜日・日曜日・祝日・年末年始は窓口および電話受付はしません。

(事務室が開いていても対応はできません。)

※入室の際は「コースおよび学年・氏名」を名乗り入室すること

②図書館【2号館2階】

○ 開館時間

月曜日～金曜日 9 : 00～19 : 45

土曜日 9 : 00～16 : 00

※開館時間は、変更になることがあります。変更については変更については、事前に掲示または図書館ホームページ等でお知らせいたします

○ 休館日

日曜・祝日、年末年始

※その他、臨時休館となる場合は、掲示等でお知らせいたします。

○ 貸出

学生証により貸出手続きを行います。

貸出	図書	雑誌・製本雑誌
貸出冊数	5冊	3冊
貸出期間	2週間	3日

※辞典・辞書等やその他禁退出ラベルの貼られた資料は貸し出しできません。

※休暇中の貸出については、別途掲示等でお知らせいたします。

※貸出中の資料を紛失・汚損・破損した場合は、図書館カウンターに報告してください。

○ 返却

※開館時間内はカウンターに返却して下さい。

※閉館時は図書館前の返却ポストに返却することができます。

<学生ロッカー>

(看護学教育・人材育成コース、心身機能支援コース、生活支援コース)

1号館5階1507A 院生研究室2 もしくは 1号館6階1601A 院生研究室3

(実践看護学コース)

1号館2階1211A 院生研究室1 ならびに

女子学生ロッカー 1号館3階 もしくは 男子学生ロッカー 1号館2階

全学生に個人用ロッカーを準備しています。入学後、学生一人ひとりに、ロッカーの鍵をお渡しいたします。学生ロッカーは、大学の備品であり、皆さんが在学している間に貸与する物です。卒業後には、次の新入生が使用することを自覚し、ロッカーの使用およびロッカーの鍵の保管にあたっては、十分に注意を払ってください。

卒業および退学時は鍵を返却してください。

ロッカーに汚損が生じた場合

ロッカーの本体およびロッカー内の部品（フック、網棚等）は、補修費の実費分を弁償していただきます。学生係に報告し、物品破損報告届を提出してください。

ロッカーの鍵を紛失した場合

ロッカーの鍵を紛失した場合は、鍵（シリンダー）の取替を行います。個人での複製は行わないでください。

その他注意事項

- ① 大学では、鍵を忘れた場合は学生係に申し出てください。
- ② 鍵のかけ忘れにより収納品の盗難および汚損等が生じてても、大学側は一切責任を負いません。
- ③ 自分に割り当てられたロッカー以外の使用は禁止です。

- ④ ロッカーの鍵のスペアキーを勝手に作ることは禁止です。複製が発覚した場合は、今後ロッカーの使用を禁止するなどの措置を取ることがあります。
- ⑤ ロッカーは個人の物ではありません。常に清潔を保つよう心がけてください。
- ⑥ ロッカーの上、または外には私物やゴミ等を置かないようにしてください。
- ⑦ 事故防止およびその他点検等のために、事前予告の有無に関わらずロッカーを点検することがあります。

<学生用コピー機>

学生用のコピー機は、1号館2階、6階および2号館2階図書館、6階に設置しています。学生用のコピー機を利用するためには、専用のコピーカード（プリペイドカード500円分）を購入する。必要があります。事務室前に設置している券売機で証紙を購入し、学生係に申出てください。

（購入・販売は平日のみ）

また、1号館1階売店内にもコピー機がありますが、コピーカードは使用できません。

注意事項

- ① コピー機が故障した場合は、必ず1号館1階事務室に報告をしてください。
- ② コピー用紙が無くなったときは、1号館1階事務室に申出てください。
※図書館内に設置のコピー機については、図書館受付カウンターに申出てください。
- ③ 購入したコピーカードの残額の払い戻しは行いません。

<エレベーター利用について>

1号館のエレベーター並びに2号館北側（立体駐車場側）エレベーターは学生の使用は禁止です。

2号館のエレベーターは南側（体育館側）の2基のエレベーターを使用して下さい。

学生優先時間帯

- ①8：45～9：00
- ②各時限間の休憩時間
- ③昼休憩（12：00～13：00）

特段の理由がない限り3階までは階段を使いましょう。

<グローバルラウンジの利用について>

- ・コンセントの使用は禁止です。
- ・飲食については指定エリアのみとなっています。

飲食可能エリア：2号館1階グローバルラウンジ内に案内表示があるエリア—82

飲食禁止エリア：ソファ付近、正面玄関付近

遵守すべきルール：食後は必ずご自身で清掃・片付けをしてください。大声での会話や長時間の占有は禁止です。また、ゴミは必ず所定の場所へ捨ててください。ルールを守らない行為が見られた場合は、飲食禁止とする可能性があります。

・消灯時間：平日 19:30、土曜 16:00 消灯時間になったらすみやかに帰宅してください。

※大学行事や特別警報等発令時等の場合は、消灯時間が変更することがあります

<車イス、AED について>

本学では車イス、AED を 1 号館、2 号館の正面入口、体育館に設置しています。

<学生食堂利用について>

営業時間：昼 食：11:00～14:00（無くなり次第終了の場合もあり）

学生寮食：○朝食 7:45～9:00 ○夕食 17:00～18:45 *19:00 閉店

<その他留意点>

【電話・郵便等の取次】

学生への個人的な電話取次の依頼には、緊急の場合を除き保護者からの連絡であっても応じることはできません。また、学生個人宛ての郵便物等が本学宛てに送られてきても、受け取ることはできません。

本学では、個人的な電話や郵便物の取次を行わないことを、保護者や知人にあらかじめ周知しておいてください。

【喫煙について】（電子タバコ含）敷地内禁煙

本学は医療人を育成する大学として、敷地内全面禁煙を徹底します。喫煙は信頼を損なう可能性があり、実習先を含む医療現場での評価にも影響します。模範行動を心がけ、受動喫煙のない環境づくりに協力してください。大学構内、実習施設およびその周辺での喫煙は禁止です。詳細は次の記載項目【適用範囲】【対象】【違反時の対応】の内容を一読し喫煙しないこと。

■ 適用範囲

- ・大学敷地内（屋内・屋外）全面禁煙
- ・通学路（和白駅・福工大前駅の主な通学経路）での喫煙禁止
- ・周辺施設（ホテル AZ 和白店、マルキョウ等）および住宅地での迷惑喫煙・ポイ捨て禁止
- ・実習期間中は通学時も禁煙（医療人としての信頼性保持のため）

■ 対象

紙巻きたばこ、電子たばこ、加熱式たばこを含むすべての喫煙行為。

※喫煙は20歳になってからであり、18歳からではありません。

■ 違反時の対応

規則違反は、※懲罰処分等の対象となります。

※懲戒処分とは、大学の規則に重大に違反した際に科される正式な処分で、学生生活・実習・評価に影響することがあります。

【飲食について】

学内では、講義室、1号館1階カンファレンスルーム1、1号館2階多目的自己学習室、1号館3階 グローバルサロン2号館1階グローバルラウンジの定められた範囲で飲食ができますが、飲食のマナーには十分配慮し、下記の禁止事項を厳守してください。

- ① 講義中の講義室での飲食は禁止です。
- ② 演習室、実習室、シミュレーションセンター、コンピューター室での飲食は禁止です。
- ③ 図書館、グローバルラウンジの一部での食事は禁止です。
- ④ 大学構内およびその周辺または他者の通行の妨げになるような場所（通路・出入口付近）での食事および歩きながら食事することは禁止です。通路等で飲み物を飲む場合は、他者の通行の妨げにならないように配慮し、立ち止まって飲んでください。
- ⑤ 実習用のユニフォームを着たまま学外のスーパー、コンビニおよび飲食店に立ち入ることは禁止です。必ず私服に着替えてから利用してください。

【飲酒について】

学内での飲酒は禁止です。飲酒は20歳になってからです。18歳からではありません。

【スマートフォン・携帯電話の使用マナーとルール】

学内での携帯電話によるマナーには、十分配慮してください。また、下記の場所・時間での携帯電話での通話は禁止です。

1. 講義中の講義室、演習室等
2. 実習室、シミュレーションセンター、PC室、図書館等
3. 講演会等の行事が行われているとき

なお、講義室、廊下および実習室等のコンセントを利用して充電をすることはできません。やむを得ず充電が必要な場合は、図書館の個別デスクに備え付けのコンセントを使用してください。

【SNS の利用についての注意事項】

SNS とは、X（旧 Twitter）、Facebook や LINE 等の Web 上のコミュニケーションツールの総称で、誰でも無料で気軽に自身の言葉や写真を投稿することが可能です。遠方の人や知らない人とも気軽に情報の発信・受信ができ、コミュニケーションの輪が広がることは魅力的ではありますが、一方でトラブルの原因ともなりかねません。自分が安易に発信した情報や写真が、他者からの批判的となったり、また気が付かないうちに自分自身や友人・知人の個人情報を流出させてしまったりすることも有り得ます。

特に、本学は医療系の大学であり、学内での実習室での演習だけではなく、医療施設での臨床実習や解剖学実習など、他者のプライバシーに触れる機会も多くなります。

SNS の利用には、下記のことを遵守してください。

①守秘義務の遵守

- ・実習、解剖見学等に関すること、または知り得た情報を投稿・発信しないこと。
- ・施設の写真や移動中の乗り物等での写真等を投稿しないこと。

②個人情報保護

- ・自身の個人情報が流出するような投稿・発信をしないこと。
- ・自分以外の第三者が写っている写真・動画・音声は、無断で勝手に投稿・発信しないこと。
- ・個人が特定されるような他者の情報を投稿・発信しないこと。

【遺失物・拾得物・盗難】

(1) 学内で金品等を拾得又は紛失した場合

学内で金品等を拾得又は紛失した場合は、速やかに学生係に届け出てください。貴重品拾得物は、学生ポータルサイト等を通じて学生へ周知しますので、心当たりのある学生は、学生証持参のうえ学生係に申し出てください。

(2) 学内での盗難について

学内での盗難には十分に注意してください。盗難は、ロッカー等の鍵の掛け忘れや荷物の一時放置など主に本人の不注意から発生しています。各自が自己防衛に努め、盗難にあわないようにしてください。万が一学内で盗難にあった場合は、直ちに学生係に事故報告届を提出し担当者の指示を受け必要な措置を行ってください。

※自分の所持品は、紛失しないようにしてください（特に学習関連に関する資料や、教科書類には必ず氏名を明記してください）。また、USB メモリーの取り忘れなど、データ管理の取り扱いについては、各自十分に気を付けてください。

※学生係に届けられた拾得物で、届けから 1 カ月以上経過したものについては処分します。

注意

財布・家の鍵・キャッシュカード・クレジットカード・スマートフォン等悪用される恐れが

あるものは、警察や該当する機関へ問い合わせを行い、各自で利用停止等の手続きをしてください。

【海外渡航】

本学が斡旋する研修旅行以外で、個人旅行やボランティア活動、短期留学などで海外に渡航するときには、「海外渡航届」を届け出る必要があります。渡航届には、保護者および担任またはアドバイザーの押印が必要です。「海外渡航届」は渡航の3週間前までに学生係に提出してください。文部科学省が推奨する「外務省海外旅行登録『たびレジ』」に各自で登録を行ってください。『たびレジ』に登録しておくことで、外務省から渡航先の情勢など安全についての情報が発信されます。なお、滞在期間が3カ月以上に及ぶ場合は、旅券法第16条により、「在留届」を外務省へ提出する義務があります。

ORR(外務省オンライン在留届)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html> にアクセスし、届出に必要な書類、提出方法を確認してください。

海外渡航時の安全確保や感染症の広まりや、世界各地でテロが続出している最近の治安情報を踏まえ、文部科学省および外務省より学生・教職員の安全確保に最新の注意を払うよう要請がありました。厚生労働省が海外で発生している感染症などの情報提供をホームページで行っている「FORTH」も、海外渡航の際には確認してください。

■外務省「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

■厚生労働省「FORTH」<https://www.forth.go.jp/index.html>

在留届



たびレジ



厚労省 FORTH



【交通事故】

交通事故を起こしてしまったとき

- ① ひき逃げ・当て逃げは絶対にしないこと。けが人がいる場合は、すぐに119番に連絡をすること。
- ② 状況を確認したら、すぐに110番に通報し、警察が到着するまで事故車両は動かさないこと。軽微な事故であったとしても、必ず警察に連絡をして、後のトラブルを避けるためにも、当事者間だけで解決しないこと。

- ③ 事故現場で第 2 の事故が起きないように、出来得る限り車の誘導等に努めること。
- ④ 事故後落ち着いたら加入している保険会社に連絡を取り、今後の相談を行うこと。相手側から示談を持ちかけられても、その場で現金の授受をしたり、口頭で損害賠償等の約束をしたりしないこと。

*たとえ加害者側であったとしても、自分の過失が 100%であるとは限りません。

*無免許運転、飲酒運転による事故は、犯罪として扱われます。特に飲酒運転は、自動車やバイクの運転だけではなく、自転車でも過失をみとめられることがありますので、日頃から自分が医療従事者の一員であるという意識を十分に持って行動するよう心がけてください。

*万が一事故の加害者となったときに、任意保険に加入していなかった場合は、一生かかっても返済できない債務を負うことがあります。自動車だけではなく、自転車による事故でも同様です。

交通事故に巻き込まれた(被害者となった)場合

- ① 事故の状況を確認し、しっかりと相手の確認を行うこと。(氏名・住所・運転免許証等の確認)
- ② 直ぐに 110 番に通報し、警察の到着を待つこと。

万が一、相手が事故現場から立ち去った場合は、相手の車両の特徴や相手の特徴を書き留めておくこと。また、周囲に人がいる場合は、目撃者に声をかけ、警察が到着した際に証言してもらえよう依頼をすること。

- ③ 相手が示談を持ちかけてきても、その場では応じないこと。

センター名称	電話番号	受付時間
警察相談専用電話 福岡県警察本部	#9110 092-641-9110	受付時間：平日 午前 8：30～午後 5：15 土日・祝日及び夜間は、「当直」又は「音声案内」等により対応しています。

大学への連絡

大学の管理下(通学中、実習中、課外活動中)で起こった事故の場合は、「学生・生徒 24 時間共済」による様々な補償の対象となる場合がありますので大学へ速やかに連絡をし、届出を行ってください。(事故報告届を学生係へ提出)

VI 規程

令和健康科学大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 令和健康科学大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健・医療・福祉に関する教育研究をとおして、健康科学に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本大学院は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本大学院の目標・計画に反映させ、不断の改革に努める。

(教育研究活動状況の公表)

第3条 本大学院は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表する。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)

第4条 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第2章 研究科、専攻、入学定員及び修業年限等

(研究科、専攻及び課程)

第5条 本大学院に置く研究科、専攻及び課程は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程
健康科学研究科	医療系健康科学専攻	修士課程

(研究科及び専攻の目的)

第6条 本大学院の研究科、専攻の教育研究上の目的は次のとおりとする。

健康科学に関する実践に活用できる研究能力と課題対応能力を授け、保健・医療・福祉に関する実践的能力と課題解決能力を培う。さらに高度な専門性を担うために高度かつ広範な専門的能力を培い、我が国の健康福祉の増進に寄与する人材を育成することを目的とする。

(入学定員)

第7条 入学定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員数
健康科学研究科	医療系健康科学専攻	12名

(修業年限)

第8条 修業年限は、2年とする。

(在学期間の限度)

第9条 在学期間の限度は、4年とする。

(学年及び学期)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 春季、夏季及び冬季の各休業日

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことができる。

第3章 入学、再入学及び転入学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 修士課程に入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者であって、本研究科が定める基準をみたす者とする。

2 前項の基準は、別に定める

(入学の出願)

第14条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票に、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者選抜)

第15条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

(入学の手續及び許可)

第16条 学長は、前条の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに別に定める手續きを完了したものに入学を許可する。

(保証人)

第17条 入学を許可された者は、保証人1名を定めて届け出なければならない。

- 2 保証人は、本人が在学する期間、本人についての一切の責任を有するものとする。
- 3 保証人に身上の異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(再入学)

第18条 本大学院の学生であったもので再入学を希望する者は、選考の上、再入学を許可することができる。

(転入学)

第19条 学長は、本大学院へ転学を希望する者があったときは、選考の上、転入学を許可することができる。

(再入学及び転入学の学生の取扱い等)

第20条 第18条及び第19条に規定する学生の取扱い等については、別に定める。

第4章 教育課程、課程修了及び学位の授与

(教育課程)

第21条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。
- 3 授業科目の履修方法その他の必要な事項は別に定める。

(教育の方法)

第22条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育方法の特例)

第23条 教育上当別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の計算方法)

第24条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する事を標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする

2 前項の規定にかかわらず、特別研究等の授業科目について、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第25条 本大学院、授業科目の授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする

(成績評価)

第26条 学生が履修した授業科目について、試験により成績評価を行う。ただし、平素の成績をもって、試験の成績に代えることができる。

2 各授業科目の成績は、S、A、B、C、及びDの5種の評語をもってあらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。標語の基準は次のとおりとする。

S 授業目的により要求される水準を大きく超えて優秀である。

A 授業目的により要求される水準を超えて優秀である。

B 授業目的により要求される望ましい水準に達している。

C 単位を認める最低限の水準にしている。

D 授業目的により要求される水準を下回る。

3 前項の規定にかかわらず、演習、実験、実習及び実技の授業科目においては、合否により判定することができる。

4 前3項に定めるものの他、成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第27条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した授業科目の単位数は、15単位を超えない範囲で本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(本大学院以外の教育施設等における研究指導)

第28条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を、1年を超えない範囲で受けさせることができる。

2 前項の規定により受けた研究指導は、本大学院の修了要件となる研究指導として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第29条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、本大学院の入学前に他の大学院において修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により履修したものとみなすことができる単位数は、第27条第2項の規定により修得した単位と合せて20単位を超えないものとする。

(長期履修)

第30条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(課程の修了)

第31条 本大学院に2年以上在学し、所定の科目を32単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。

3 学位論文の審査及び最終試験については、別に定める。

4 第1項に関わらず、本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第32条 学長は、前条による修了者に対し、修士（看護学）又は修士（リハビリテーション学）の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 退学、転学、留学及び休学

(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第34条 他の大学院に転学を志望する学生は、学長に転学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留 学)

第35条 外国の大学院に留学を志望する学生は、学長に留学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を超えない範囲で第8条の修業年限に通算することができる。

3 第1項により外国の大学院に留学し修得した単位は、15単位を超えない範囲で本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(休 学)

第36条 疾病又は経済的理由のため2か月以上修学できない学生は、学長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。

2 前項の他、特別の事情があると認められたときは、学長は、休学を許可することができる。

3 前2項の他、疾病のため修学が不相当と認められる学生に、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第37条 休学期間は、第8条に規定する修業年限の年数を超えることはできない。ただし、第18条及び第19条に規定する再入学等をした者の休学期間は、別に定める。

2 休学した期間は、第9条の在学期間に算入しない。

3 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

第6章 表彰、除籍及び懲戒

(表彰)

第38条 学長は、学生に表彰に値する行為があったときは表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第39条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍する。

(1) 欠席が長期にわたるとき。

(2) 成業の見込みがないとき。

(3) 長期間にわたり行方不明のとき。

(4) 在学期間の限度を超えたとき。

(5) 第37条に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき。

(6) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲 戒)

第40条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒する。

2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の手續その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 検定料、入学料及び授業料等

(検定料)

第41条 入学（再入学等を含む。次条において同じ。）を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第42条 入学にあたっては、入学料を納付しなければならない。

(校納金)

第43条 各年度に係る授業料、実験実習費及び施設維持費以下「校納金」という。)は、次の表により納付しなければならない。

納付区分	納付金	納期
前期（4月1日から9月30日まで）	授業料の年額の2分の1、実験実習費、施設維持費	前年度3月31日まで
後期（10月1日から3月31日まで）	授業料年額の2分の1	9月30日まで

2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の校納金を免除する。ただし、免除期間中は、休学在籍料として授業料の2分の1相当額を納付しなければならない。

(検定料等の額等)

第44条 検定料、入学料及び校納金等の額、徴収方法その他の必要な事項については、別に定める。

第8章 大学院科目等履修生等

(大学院科目等履修生等)

第45条 大学院科目等履修生、大学院聴講生、大学院特別聴講学生及び大学院研究生の受け入れについては、大学学則第45条から第49条を準用し、「学部」を「研究科」と読み替える。

(特別研究学生)

第46条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院と協議のうえ、本大学院の教育に妨げのない限り、特別研究学生として受け入れることができる。

2 特別研究学生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第47条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院と協議のうえ、本大学院の教育に妨げのない限り、特別聴講学生として受け入れることができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 職員等

(研究科長及び専攻長)

第48条 本大学院の研究科に研究科長及び専攻長を置く。

2 研究科長は、研究科の業務を掌理する。

3 専攻長は、専攻の業務を掌理する。

(教員)

第49条 本大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有する本学の教員が担当する。ただし、兼任教員に授業の担当を委嘱することができる。

第12章 研究科委員会

(研究科委員会)

第50条 本大学院の研究科に教授会を置き、研究科委員会と称する。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 雑則

第51条 この規則に定めるもののほか、本大学院の目的を達成するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から改正施行する。

別表(第21条関係)

区分	科目名	単位			履修条件	
		必修	選択	自由		
基盤科目	健康科学特論	2			10単位(実践看護学コースは9単位)以上を履修すること。	
	健康科学研究方法特論	2				
	専門職連携特論	2				
	保健医療倫理学特論	2				
	保健医療管理学特論	1				
	保健医療福祉システム特論		1			
	生体情報科学特論		1			
	臨床免疫学特論		1			
	保健医療統計学特論		1			
	保健医療社会学特論		1			
	保健医療福祉とリハビリテーション		1			
	英語文献講読		1			
分野 共通 科目	統合 分野	コンサルテーション特論	1		統合分野を含み8単位(実践看護学コースは6単位)以上を履修すること。	
		ヘルスプロモーション論	1			
		医療安全学特論	1			
		専門職連携演習	1			
	看護 学 分 野	看護実践理論特論	1			
		看護研究方法論	1			
		看護政策論		1		
		看護教育学		1		
	リハ ビ リ テ ー シ ョ ン 学 分 野	リハビリテーション研究方法論	1			
		リハビリテーション管理学特論	1			
		心身機能計測技術論		1		
		生活機能計測技術論		1		
		福祉住環境特論		1		

コース専門科目	看護学教育・人材育成コース	看護管理学特論		2	6単位以上を履修すること。
		看護管理学演習		2	
		看護教育学特論		2	
		看護教育学演習		2	
		精神看護学特論		2	
		精神看護学演習		2	
		地域・在宅看護学特論		2	
		地域・在宅看護学演習		2	
		看護学特別研究（看護管理学領域）		8	
	看護学特別研究（看護教育学領域）		8		
	看護学特別研究（地域包括ケア領域）		8		
	実践看護学コース	高度実践看護特論		1	17単位を履修すること。
		臨床推論		2	
		病態生理学特論		2	
		疾病特論		2	
		フィジカルアセスメント演習		2	
		看護学特別研究（実践看護学）		8	
	心身機能支援コース	運動機能支援特論		2	14単位以上を履修すること。
		運動機能支援演習		1	
		脳機能支援特論		2	
		脳機能支援演習		1	
摂食嚥下機能支援特論			2		
摂食嚥下機能支援演習			1		
リハビリテーション学特別研究（心身機能支援）			8		
生活支援コース	生活機能支援特論		2	14単位以上を履修すること。	
	生活機能支援演習		1		
	生活環境支援特論		2		

		生活環境支援演習		1		
		福祉工学支援特論		2		
		福祉工学支援演習		1		
		リハビリテーション学特別研究（生活支援）		8		
自由 科目	教育 関係 科目	教育原論			2	
		教育方法論			2	
	NP養 成関 係科 目	チーム医療・看護管理特論			2	実践看護学コースを履修し、かつ、診療看護師を希望する者が履修可能。
		人体構造機能論			1	
		臨床薬理学特論			2	
		呼吸器・循環器治療のための実践演習			4	
		ドレーン管理のための実践演習			2	
		疾病と治療 カテーテル管理と創傷管理			4	
		疾病と治療 薬物治療Ⅰ			4	
		疾病と治療 薬物治療Ⅱ			4	
		NP実習			16	
		クリティカルケア特論			2	
	プライマリケア特論			2		

令和健康科学大学学位規程

(目的)

第1条 本学位規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、令和健康科学大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

看護学部	看護学科	学士(看護学)
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士(理学療法学)
	作業療法学科	学士(作業療法学)

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

医療系健康科学専攻	修士(看護学)
	修士(リハビリテーション学)

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に対し授与する。

(申請方法及び申請書類)

第4条 修士の学位を受けようとする者は、所定の書類に学位論文を添え、研究科長に提出するものとする。

2 修士の学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 研究科委員会は、審査のため必要があるときは、論文の抄訳及びその他の資料の提出を求めることができる。

4 受理した学位論文は、いかなる理由があっても返還しない。

(学位論文の審査)

第5条 研究科長は、第4条第1項の規定より学位論文を受理したときは、研究科委員会に審査を付託しなければならない。

2 研究科委員会は、学位論文の審査を付託された時は、審査会を設置し、審査させるものとする。

3 審査会は、主査1名、副査2名とする。

4 審査会は、学位論文の審査の他最終試験を行う。

5 学位の審査及び最終試験は、在学期間中に終了しなければならない。

(最終試験)

第6条 修士の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある学問領域について、試問の方法によって行う。

2 試問は、口頭による。ただし、筆記試問を併せて行うことができる。

(審査結果の報告)

第7条 修士論文の審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に文書にて報告しなければならない。

(研究科委員会の審議及び報告)

第8条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて学位授与の可否を審議し、その結果を学長に報告しなければならない。

2 前項の審議に係る議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする

(学位授与の決定)

第9条 学長は、前条の判定結果に基づき、学位授与の可否を決定する。

(学位記の交付)

第10条 学長は、課程の修了が決定した者に対して、学位記を授与するものとする。

2 学位記の様式は、別記1及び2のとおりとする。

(学位の名称の使用)

第11条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、第2条の専攻分野を付記し、併せて学位の次に(令和健康科学大学)と付記するものとする。



(学位授与の取消)

第12条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会又は当該研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消すことがある。



附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記1 学士の学位記

	第 号
学位記	
	
氏名	
本学〇〇学部〇〇学科の所定の課程を修めたので、本学を卒業したことを認め 学士(健康科学)の学位を授与する	
年 月 日	

別記2 修士の学位記

	第 号
学位記	
	
氏名	
本学大学院健康科学研究科医療系健康科学専攻の修士課程において 所定の課程を修了したので修士(〇〇学)の学位を授与する	
年 月 日	

令和健康科学大学大学院長期履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和健康科学大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第30条の規定に基づき、職業等に従事しながら大学院での学修を希望する社会人等に、あらかじめ標準修業年限を超えた長期間での履修計画を設定させ、その計画に基づいた在籍及び履修を許可することにより、学生生活の負担軽減を図りながら学位取得が可能となる柔軟な学修機会の提供を目的とする。

(申請資格)

第2条 長期履修を申請することができる者は、本学大学院への入学志願者及び研究科に属する学生で次の各号の一に該当する者とする。

(1) 職業を有し、就業している者(自営、正規、非正規の雇用形態は問わない。)で、著しく学修時間の制約を受ける者

(2) 家事、育児、長期介護等により著しく学修時間の制約を受ける者

(3) その他やむを得ない事情(疾病や障害等)を有し、標準修業年限修了することが困難であると学長が認めた者

2 前項にかかわらず教育課程の内容によっては長期履修の申請を受け付けないことがある。

3 第1項の規定にかかわらず、在学生のうち単位の修得状況や学位論文の執筆状況等によりあらかじめ修了延期が見込まれる者については、原則としてこれを対象としない。

3 入院、療養、出産、長期出張、留学等の事由により、一定期間履修できない者及び私費外国人留学生については対象としない。

(長期履修期間等)

第3条 長期履修を申請し、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修がすることが認められる期間(以下「長期履修期間」という。)は、年度単位とし4年を超えることができない。

2 長期履修期間を含む在学期間は、大学院学則第9条の在学期間を超えることができない。

2 長期履修期間中に修了できない場合は、在学年限内であれば留年となる。

(手続)

第4条 長期履修を申請する入学希望者は入学願書提出時に、また在学生にあっては前年度の1月末日までに、長期履修申請書(別記様式)に別に定める書類を添えて学長に申し出るものとする。

2 前項の申請については、研究科委員会の議を経て学長が許可する。

3 長期履修が許可された場合には、長期履修許可書により通知する。

(履修計画)

第5条 長期履修に係る授業科目の履修については、研究指導教員から十分な指導を受け、計画的かつ柔軟な履修計画を立てるものとする。

(長期履修期間の変更)

第6条 長期履修学生が、許可された長期履修期間の延長又は短縮を希望する場合は、変更開始年度の前年度2月末日までに長期履修期間変更願(別記様式2)に必要な書類を添えて、学長に願出なければならない。ただし、長期履修期間の変更は、長期履修期間の最終学年における延長の願出及び標準修業年限より短縮する願出は、これを受理しない。

2 前項の願出については、研究科委員会の議を経て学長が許可する。

3 第1項に定める長期履修期間の変更は、1年単位で課程在学中に1回限りとする。また、短縮を認められた者が、再度長期履修の申請を行うことはできない。

(長期履修の許可の取消し)

第7条 長期履修学生が、大学院学則その他の規程に反する行為があったとき、又は長期履修制度に関し虚偽の申請等が判明した場合は、学長は、研究科委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

2 長期履修学生が、退学又は除籍となった場合には、その異動日をもって長期履修の許可は取り消すものとする。また、当該学生が大学院学則第20条により再入学を許可され、長期履修を希望する場合の長期履修期間については別に定める。

(授業料)

第8条 長期履修学生に係る授業料の取扱いについては、別に定める。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は学長が別に定める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

長期履修申請書

年 月 日

令和健康科学大学学長 殿

(入学年度)	(年度入学)
氏 名	

下記のとおり、令和健康科学大学大学院健康科学研究科医療系健康科学専攻（修士課程）の長期履修学生となることを、希望しますので申請します。

記

(希望する) コース名	<input type="checkbox"/> 看護学教育・人材育成コース <input type="checkbox"/> 実践看護学コース(NP養成プログラム) <input type="checkbox"/> 心身機能支援コース <input type="checkbox"/> 生活支援コース
長期履修期間	<input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 4年 (年 月～ 年 月)
長期履修を 希望する理由 および履修計画	〈理由〉（証明する書類等を添付すること） 〈履修計画〉
(希望する) 研究 指導教員の署名	

長期履修期間変更願

年 月 日

令和健康科学大学学長 殿

(入学年度)	(年度入学)
氏 名	

下記のとおり、令和健康科学大学大学院健康科学研究科医療系健康科学専攻（修士課程）の長期履修期間の変更を申請します。

記

コース名	<input type="checkbox"/> 看護学教育・人材育成コース <input type="checkbox"/> 実践看護学コース(NP養成プログラム) <input type="checkbox"/> 心身機能支援コース <input type="checkbox"/> 生活支援コース
許可されている長期履修期間	<input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 4年 (年 月～ 年 月)
変更後の履修期間	<input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 4年 (年 月～ 年 月)
長期履修期間の変更を希望する理由および履修計画	〈理由〉（証明する書類等がある場合は添付すること） 〈履修計画〉
(希望する) 研究指導教員の署名	

令和健康科学大学大学院における検定料、入学料及び授業料等に関する規程

(趣旨)

第1条 大学院学則第44条に定める検定料、入学料及び授業料等の額、徴収方法その他必要な事項に関しては、この規則の定めるところによる。

(大学院の検定料)

第2条 本学大学院に入学を志願する者の検定料は次のとおりとする。

検定料 30千円

(大学院の入学料)

第3条 本学大学院に入学する者の入学料は次のとおりとする。

入学料 20万円

(校納金)

第4条 大学院学則44条に定める校納金の年額は次のとおりとする。

研究科	専攻	年次	授業料	施設維持費
健康科学研究科	医療系健康科学専攻	1・2年次	700千円	150千円

2 実践看護学コースの履修に併せてNP養成関係科目を履修する場合、前項に加え徴収する演習実習費の年額は次のとおりとする。

演習実習費 200千円 (1・2年次共)

3 大学院学則第30条に定める長期履修の場合の校納金の額等については、別に定める。

(一括徴収)

第5条 学生の申出があったときは、前期に係る校納金を徴収するときに、後期に係る授業料等を併せて徴収することができる。

(退学及び除籍の場合における授業料)

第6条 前期の中途において退学又は除籍する者から徴収する校納金は、第4条の規定にかかわらず、後期分の授業料相当額を徴収しないものとし、後期の中途において退学又は除籍する者から徴収する校納金は年額とする。

(休学に係る休学在籍料、校納金の取扱い)

第7条 休学により授業料等を免除された者の休学在籍料は、休学を開始する日までに納入するものとする。

2 前期から休学した学生が、後期から復学した場合、学則第43条が定める実験実習費、施設維持費を後期の授業料に併せて納入するものとする。

3 前期から休学した学生が、前期の途中で復学した場合は、復学する時点で学則第43条が定める前期に納付すべき校納金を納入するものとする。

(検定料の徴収方法)

第8条 検定料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

(既納の検定料、入学料及び校納金等の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び校納金は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により 当該各号に定める額を返還するものとする。

- (1) 第5条により校納金を納付した者が9月30日までに休学又は退学した場合 後期授業料相当額
- (2) 大学院学則43条により授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料等相当額
- (3) 検定料を納付した者が、その出願受付後に 出願無資格者であることが判明した場合 検定料相当額

第10条 この規程に規定するもののほか、大学院における費用に関しては、学長が定める。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

令和健康科学大学大学院における長期履修に関する校納金等に関する要項

(趣旨)

第1条 本要項は、令和健康科学大学学則（以下「大学院学則」という。）第30条、令和健康科学大学大学院における検定料、入学料及び授業料等に関する規程（以下「規程」という。）第4条3項及び令和健康科学大学大学院長期履修規程（以下「長期履修規程」という。）第7条に定める大学院における長期履修に関する校納金等の取扱いを定めるものである。

(長期履修学生に係る授業料等の取扱い)

第2条 長期履修学生に係る校納金等の額は、次の各号によることとし、各学期に納付すべき金額は、各号に定める金額の合計額とする。

(1) 授業料 規程第4条の規定にかかわらず、同条が規定する授業料の年額に修業年限に相当する年数を乗じた額を長期在学期間の年数で除した額を長期履修学生の年額とし、その半額を大学院学則第43条が定める納期までに納入しなければならない。

(2) 施設整備費及び演習実習費 規程第4条にかかわらず、同条が規定する施設整備費の年額に修業年限に相当する年数を乗じた額を長期在学期間の年数で除した額を長期履修の年額とし、その全額を大学院学則第43条が定める納期までに納付しなければならない。

2 長期履修規程4条の在學生については、既納付校納金を除いた授業料、施設維持費及び演習実習費を希望する長期履修期間で除した額とし、納期は前項と同様とする。

(授業料等の再計算)

第3条 在学中に授業料等の改定がある場合及び長期履修期間の変更が許可された場合は、授業料等を再計算し、書面にて通知するものとする。

2 長期履修規程第7条に定める事由により長期履修許可が取り消された場合には、当該年度までの既納付校納金と標準修業年限における校納金との差額を速やかに納付しなければならない。

(長期履修学生に係る校納金の特例)

第4条 長期履修学生が長期在学期間を終了した後も在学する場合には、その超えた期間に納付すべき校納金の年額は、規則第4条が掲げる年額と同額を徴収するものとする。

2 長期履修学生が長期在学期間を短縮することを認められた場合は、当該年度までの既納付校納金と標準修業年限での校納金との差額を納付しなければならない。

(その他)

第5条 長期履修に係る校納金の取扱いについては別表に例を示す。

附則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

自然災害等における休講等に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 自然災害等の影響における大学の授業，学期末試験等（以下，「授業等」という。）の対応を次のとおり定める。

なお、運用においては、学生、教職員の安全確保を最優先とする。

(休講措置)

第2条 授業等の休講措置は、以下の場合に学長が決定する。

- (1) 気象情報により、学生の通学及び授業等の実施（継続）が危険であることが予想 できる場合
- (2) 公共交通機関の運行状況により学生の通学が困難であることが予想若しくは確認される場合
- (3) その他学長が、授業等の実施（継続）が困難と判断した場合

(気象の具体的な例)

第3条 前条1号の具体的内容は以下のとおりとする。

- (1) 福岡市に、特別警報が発表された場合
- (2) 福岡市を対象にした警報（大雨，洪水，大雪，暴風又は暴風雪に限る。）が発令され、授業等の実施（継続）が困難であると学長が判断した場合
- (3) その他自治体が発令する避難勧告その他の要因により、授業等の実施（継続）が困難であると学長が判断した場合
- (4) 上記1号から3号が解除された場合は、次の基準により対応する。

警報解除時刻	授業等の取扱い
午前6時以前に解除の場合	通常どおり実施
午前9時以前に解除の場合	午前休講
午前9時の時点で解除されていない場合	全日休講

(公共交通機関の具体的な例)

第4条 第2条2号における公共交通機関は以下のとおりとする。

JR鹿児島本線，西鉄貝塚線，西鉄バス

2 前号の運休解除後の取扱いは、次に掲げる基準により運用する。

運休解除時刻	授業等の取扱い
午前6時以前に解除の場合	通常どおり実施
午前9時以前に解除の場合	午前休講
午前9時の時点で解除されていない場合	全日休講

(授業開始後の措置)

第5条 授業開始後において、第3条及び第4条に準じる状況が予想される場合は、学長は速やかに授業等の休講措置を決定する。

(周知方法等)

第6条 休講措置に関する情報集約及び周知の方法

- (1) 気象情報、災害情報並びに運休及び運休解除に関する情報は、学長の指示のもと事務長が集約し、関係者に周知する。
- (2) 始業時間前の学生への周知は、学生ポータルシステム等で提供する。
- (3) 授業開始後に休講措置を講じた場合、学内の学生及び教職員への周知は館内放送及び学生ポータルシステム等により行う。

(欠席の配慮)

第7条 休講措置を講じない場合において、通学経路上の各種公共交通機関の運休、その他やむを得ない事情により遅刻又は授業等の欠席（早退を含む）をした学生に対しては、授業担当教員の判断により、学生の不利益にならないよう配慮するものとする。

(補講等)

第8条 学長が休講措置を講じた場合は、後日、授業担当教員の判断により、補講、その他の代替措置を行うものとする。

(課外活動等)

第9条 学長が休講を定めたときは、課外活動は停止するとともに、校舎は閉鎖する。

(その他)

第10条 自然災害等の発生による帰宅困難者（学生及び教職員）の取扱いについては別途定める。

附則

本申し合わせは、令和年7月20日から実施する。

附則

本申し合わせは、令和5年10月1日から改正施行する。

学生の懲戒処分の標準例について

学生個人及び学生団体が法令及び本学の学則等に違反し、本学の秩序を乱し、学生の本分に反する行為があった場合は、懲戒規程に基づき、懲戒処分を行うことがあります。

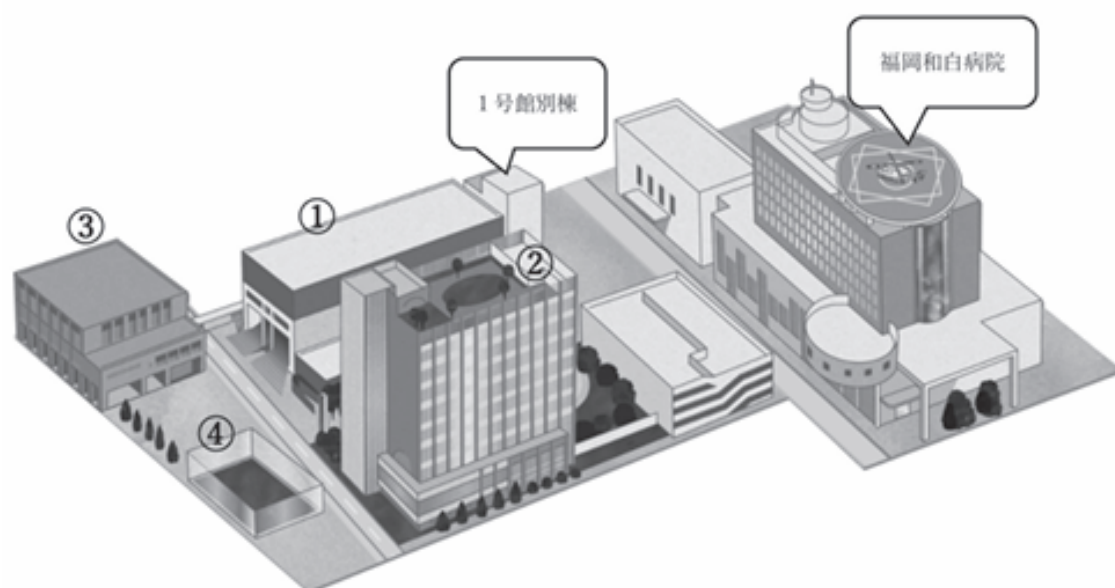
以下に懲戒処分の標準例を示しますので、学生は趣旨を十分に理解して学生生活を送ってください。

学生の懲戒処分となる行為の例示と懲戒処分の標準例

行為の内容	退学	停学	訓告
殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行	○		
暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺	○	○	
故意又は重大な過失による傷害行為	○	○	
麻薬、覚醒剤等の薬物犯罪（不正所持又は使用）	○	○	
賭博	○	○	
痴漢行為（覗き見、盗撮行為等を含む。）、わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等をいう。）又はストーカ一行為	○	○	○
無免許運転、飲酒運転（幫助を含む。）、暴走運転等悪質な交通法違反により死亡又は高度な後遺障を負わせる人身事故を起こした場合	○		
無免許運転、飲酒運転（幫助を含む。）、暴走運転等悪質な交通法違反により人身事故を起こした場合	○	○	
死亡又は重度の後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	○	○	○
故意若しくは重大な過失により人身若しくは物損事故を伴う交通事故を起こした場合又はその事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○	○
故意若しくは重大な過失により交通違反をした場合又は事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○	○
発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用又はその他の研究成果の不正公表を行った場合	○	○	○
替え玉受験、試験問題の不正入手、過去、受験時に不正行為を行なった者が再度不正行為を行なった場合等極めて悪質な行為	○	○	○
本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合		○	○

レポート提出、研究報告又は作品制作等の課題において、他者のレポートやウェブ、作品、研究報告、書籍等から内容を引き写し、又は出典を明記せず引用した場合		○	○
インターネットを利用して、公序良俗に反する行為、第三者への誹謗・中傷、プライバシーの侵害、虚偽情報の発信又はソフトウェアなどの著作権及び特許権その他の知的財産権の侵害を行った場合	○	○	○
コンピュータ又はネットワークへの不正又は不適切な使用、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持込、情報漏洩、文献等の違法ダウンロード・アップロード等	○	○	○
飲酒を強要し、又はアルコール飲料の一気に飲み等が原因となり重大な事態に至った場合	○	○	
満20歳以下と知りながら強要して当該者に飲酒させた行為	○	○	○
飲酒を拒む者に強要して当該者に飲酒させた行為	○	○	○
本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	○	○	○
本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	○	○	○
本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	○	○	○
本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	○	○	
法令・条例又は本学の規則等又は命令に違反した場合又は学生としての本分に反した行為	○	○	○

VII 施設

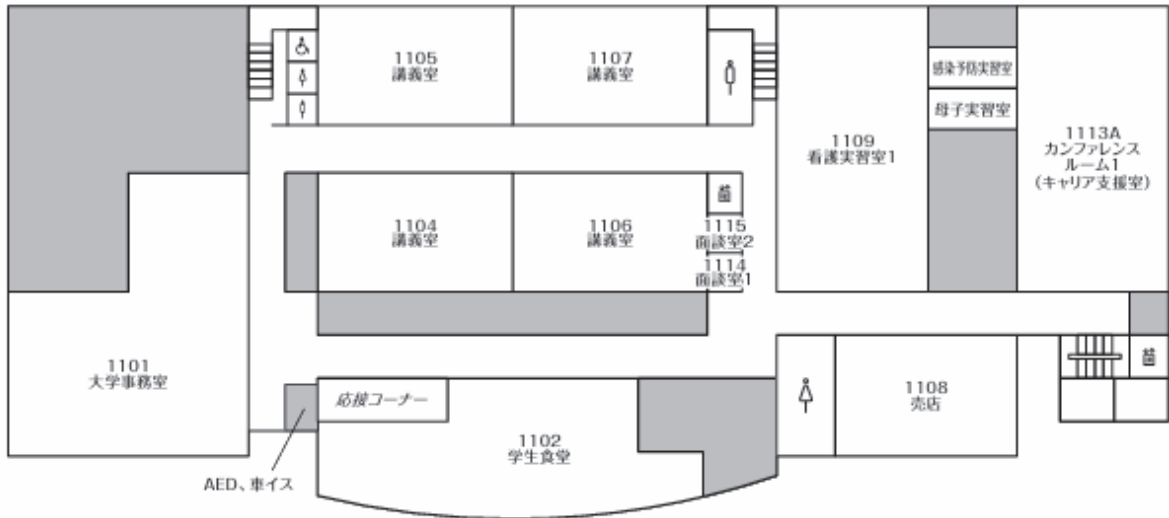


各館 主な施設

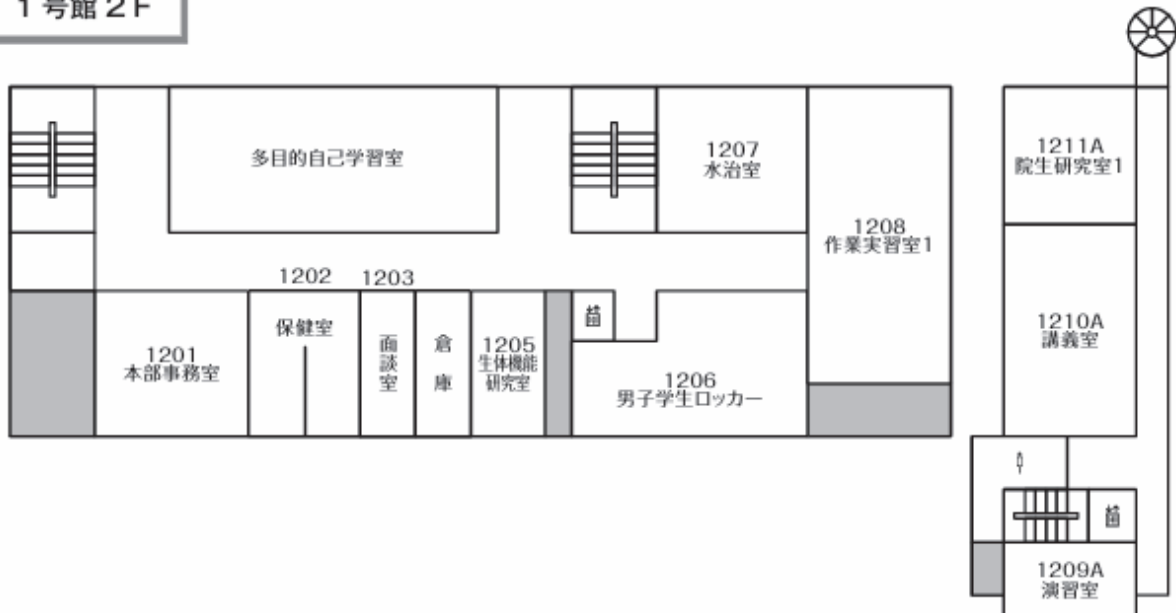
①1号館	<p>1F 事務室・売店・学生食堂・看護実習室1・カンファレンスルーム1（キャリア支援室）</p> <p>2F 男子学生ロッカー・生体機能研究室・作業実習室1・保健室・多目的自己学習室</p> <p>3F グローバルサロン・女子学生ロッカー</p> <p>4F レクリエーション室・ADL訓練室・作業実習室2・補装具室・機能訓練室・評価実習室</p> <p>5F 大講義室・治療室・コンピューター室</p>	<p>（別棟）</p> <p>2F 院生研究室1</p> <p>3F 学生相談室 学生サポート室</p> <p>4F 看護実習室2 学生相談室</p> <p>5F 院生研究室2</p> <p>6F 院生研究室3</p>
②2号館	<p>1F メインホール・グローバルラウンジ</p> <p>2F 図書館</p> <p>3F シミュレーションルーム1、2・看護実習室3</p> <p>4F 看護実習室4・作業実習室</p> <p>5F 基礎医学実習室 講義室</p> <p>6F 講義室</p> <p>7F 看護学部 教員研究室</p> <p>8F リハビリテーション学部 教員研究室</p> <p>9F 教員研究室</p> <p>10F スカイガーデン</p>	
③体育館	1F 駐輪場 2F アリーナ	
④グラウンドコート	フットサルコート（テニスコート）	

1号館

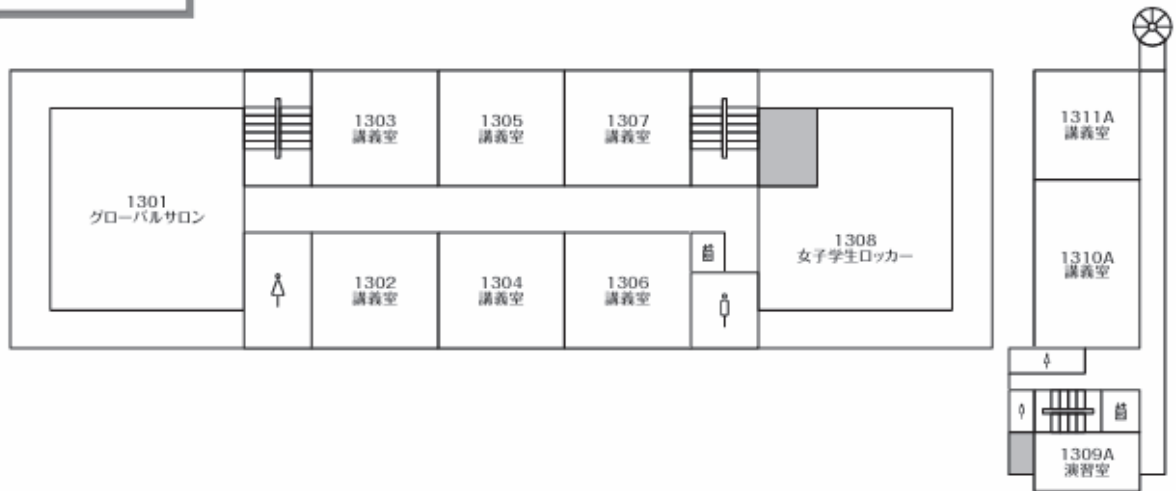
1号館 1F



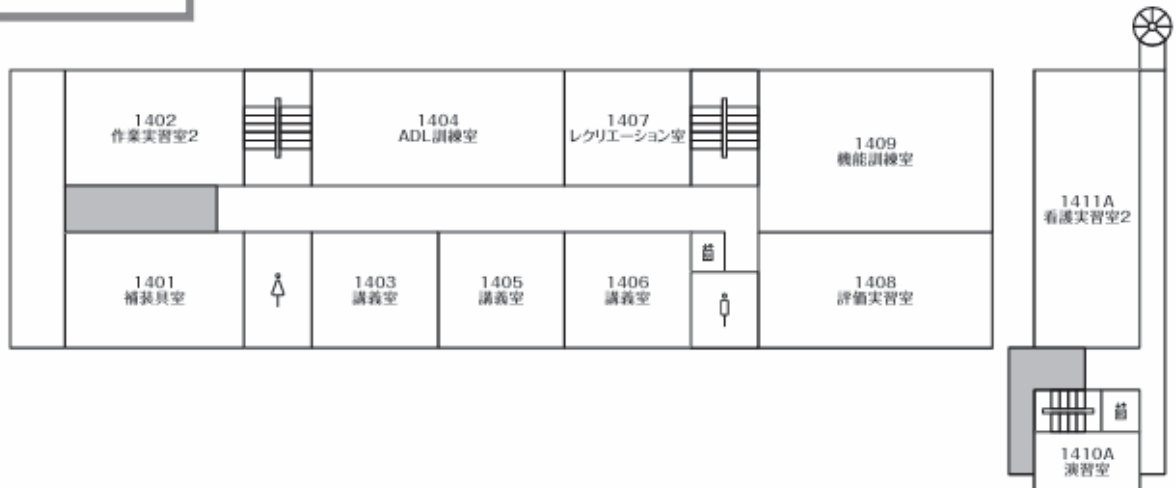
1号館 2F



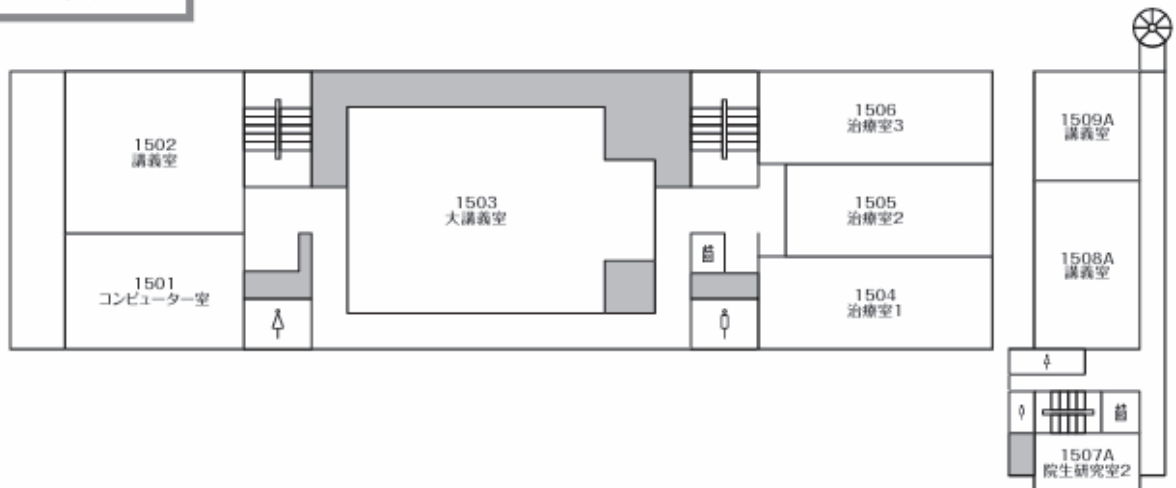
1号館 3F



1号館 4F



1号館 5F

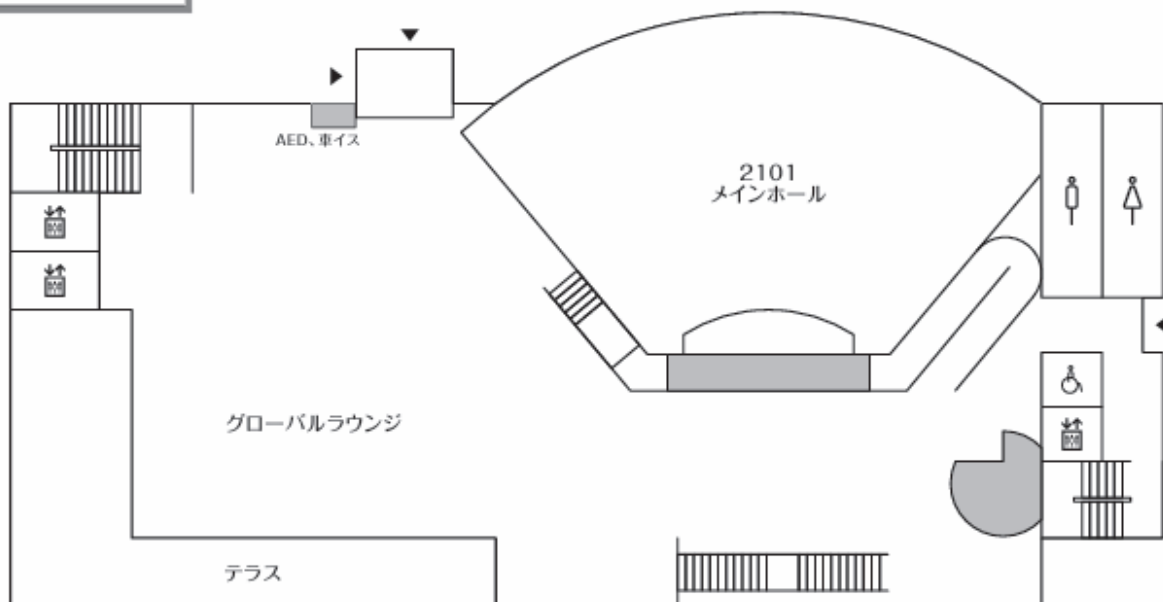


1号館 6F

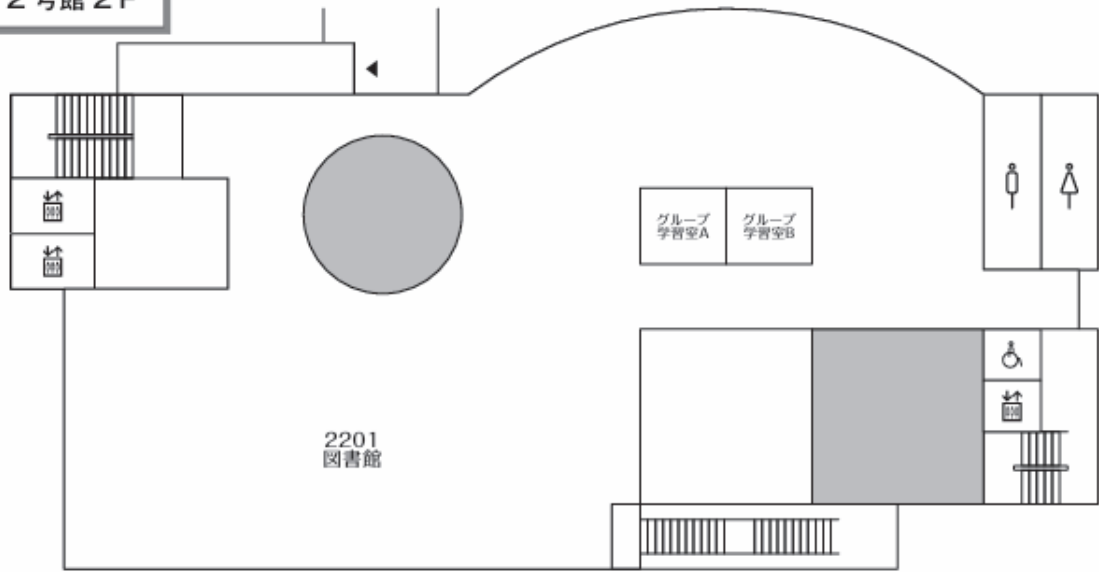


2号館

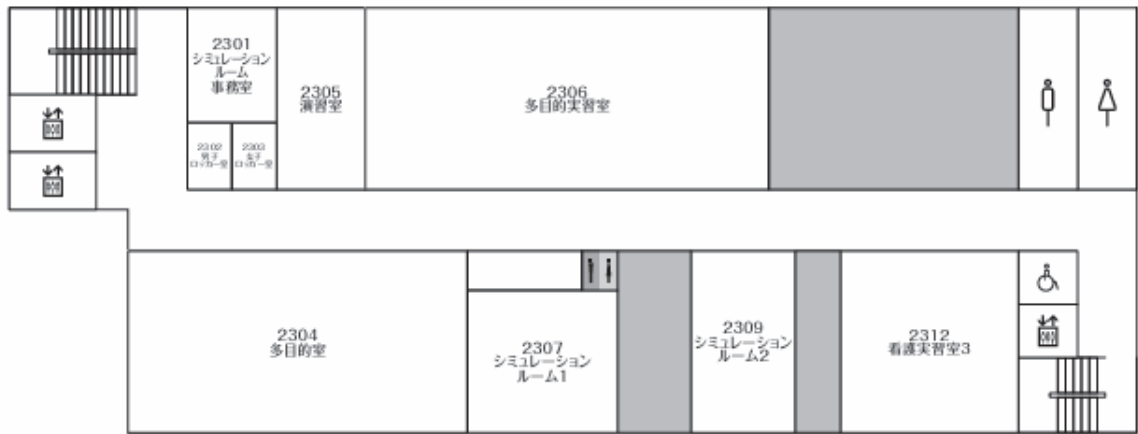
2号館 1F



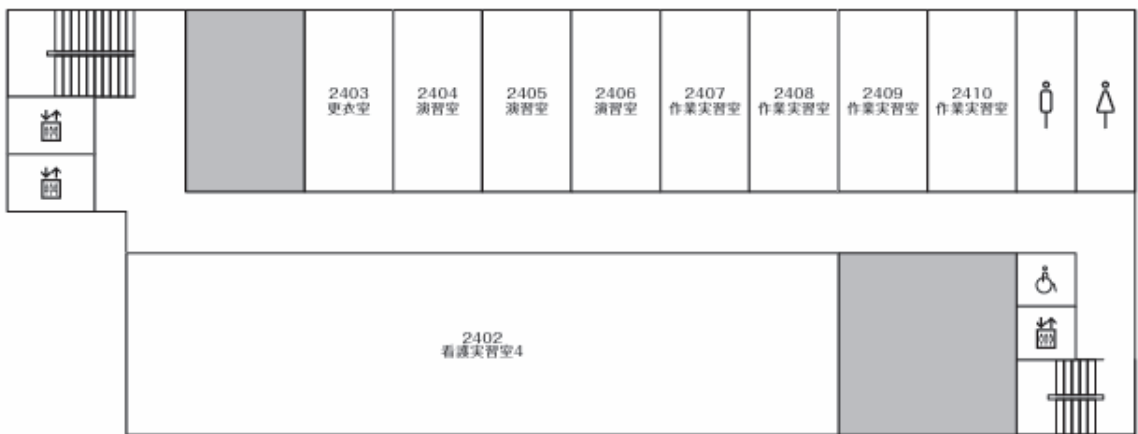
2号館 2F



2号館 3F



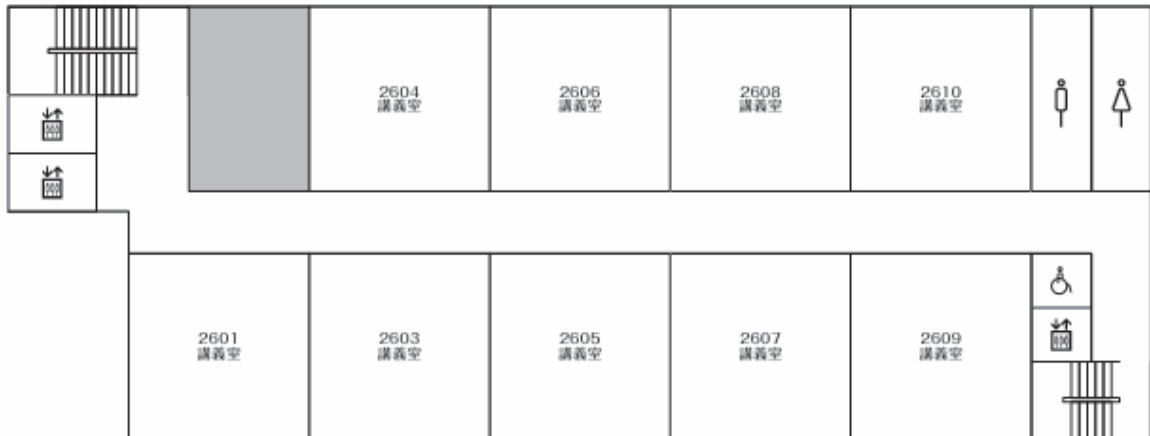
2号館 4F



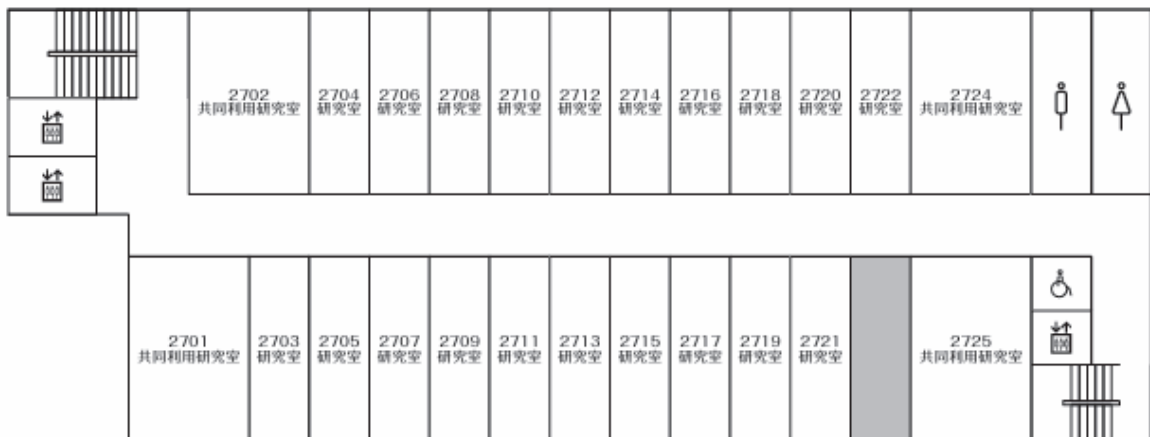
2号館 5F



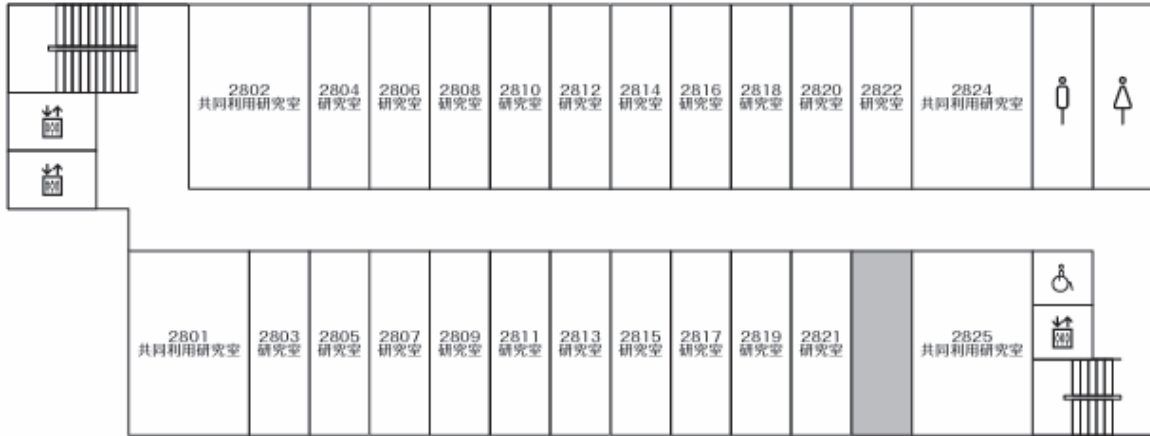
2号館 6F



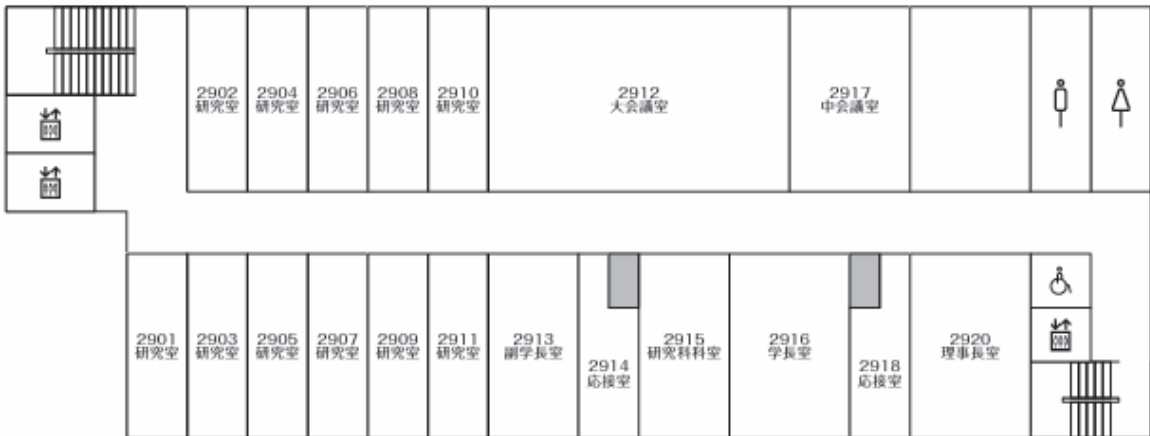
2号館 7F



2号館8F



2号館9F



2号館10F

